

2015 年度
自 己 点 検 評 価 書

2015 年 6 月
静岡英和学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	51
基準 4 自己点検・評価	67
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A 社会連携	71
基準 B 地域貢献	75
V. エビデンス集一覧	78
エビデンス集（データ編）一覧	78
エビデンス集（資料編）一覧	79

I. 静岡英和学院大学の建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等

静岡英和学院大学（以下「本学」）は、「愛と奉仕の実践」を建学の精神としている。これは、設立母体である「静岡女学校」(明治20(1887)年設立の静岡県最初の女子教育機関)の創立以来の学院聖句「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また隣人を自分のように愛しなさい。」(「ルカによる福音書」10章27節)という教えに由来している。その学院聖句の「隣人を自分のように愛する」という教えから、本学の前身である静岡英和女学院短期大学が昭和41(1966)年開設された時に、大学聖句「愛の実践を伴う信仰こそ大切です。」(「ガラテヤの信徒への手紙」5章6節)を制定し、それを初代学長の松本卓夫が、「愛と奉仕の実践」という凝縮した言葉にしたものが短期大学の「建学の精神」となった。平成14(2002)年に本学が開設された際にもその精神が継承されて、本学の「建学の精神」にもなった。

本学は学則に「本学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の期間として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定め、人間社会学部(人間社会学科、コミュニティ福祉学科)の人材養成目的では、「人間と社会の有機的関連を総合的に探究、教育し、共存・共生できる社会を構築する自主性に富んだ人格の育成を目指す。」としている。

また各学科の教育目的として、人間社会学科では、「グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する教育を行う。」、コミュニティ福祉学科では「人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」と、具体的に規定している。

本学の特色は、本学設置時に静岡英和女学院短期大学学長であり、大学設置準備室室長であった大曾根良衛が「静岡英和学院大学が目指すもの」と題して示した4つのU I (University Identity) で表わすことができる。

- ① キリスト教精神に基づく人間教育
- ② 小規模ながら個性をもった大学
- ③ 地域社会に貢献する大学
- ④ 学問研究・教育の一体化

- ① は、クリスチャンスクールとしての宗教活動や宗教教育であり、具体的には、入学直後に実施される「始業礼拝」「スチューデント・リトリート」、毎週水曜日に行われる「チャペル・アッセンブリー・アワー」、11月の「創立記念礼拝」、12月に行われる「クリスマス礼拝」、3月の「卒業礼拝」、ボランティア活動、さらにカリキュラムにおけるキリスト教関連授業などが挙げられる。
- ② については、小規模大学であることを最大限に生かし、伝統的に学生と教員の距離が近いという特色が挙げられる。4年間のセメスター制のすべての学期ににわたり、基礎演習に始まり卒業研究に至るまで、ゼミによる少人数教育が徹底しているのはその実践的な例である。入学直後の学生生活一般から就職指導まで学生一人ひとりにふさわしい指導を可能としている。

- ③ 毎年実施されている公開講座のほか、教員が地域課題解決のための活動を行っている。また、学内に設置したボランティアセンターを中心にして、学生が地域向けのボランティア活動を実践している。
- ④ 学際的な分野にまたがる人間社会学科は、社会科学系、人文科学系の分野の教員が、学科の基本コンセプトに基づき諸学問領域の関連性に留意して教育活動に携わりつつ、各自の研究成果を「紀要」や学会誌等に発表している。各教員の専門性をもとにした講義と2年半にわたるゼミ(専門演習)の活動とは連動して、個々の学生の様々なニーズに対応した専門性の獲得を目指すことができるようになってきている。コミュニティ福祉学科においても、人間社会学科と同様、各教員の専門性をもとにした研究成果の発表のほか、学科の特色上の福祉の現場を熟知している教員も多く、福祉における理論面と実践面とを兼備した研究成果を学生への教育に反映することで、研究と教育の質をレベルアップしながら学生のニーズに対応できるようになっている。

II 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の淵源である静岡女学校は、明治 20(1887)年 11 月 26 日、静岡市西草深の地に創立された。静岡英和学院大学の現在に至る沿革を、以下に列記する。

明治 20(1887)年	静岡女学校を静岡市西草深に創立
明治 36(1903)年	静岡英和女学校と校名を改称
昭和 16(1941)年	静陵高等女学校として改組
昭和 20(1945)年	静岡大空襲で校舎全焼
昭和 22(1947)年	静岡英和女学院中学校発足
昭和 23(1948)年	静岡英和女学院高等学校発足
昭和 41(1966)年	静岡英和女学院短期大学を静岡市池田山に開学（英文科・国文科） 教員養成課程認定
昭和 44(1969)年	栄養士養成施設の認可 英文科・国文科を英文学科・国文学科と改称 食物学科開設
昭和 47(1972)年	専攻科英文学専攻、専攻科国文学専攻を開設
平成 2(1990)年	国際教養学科開設
平成 13(2001)年	英文学科・国文学科・国際教養学科募集停止 静岡英和学院大学人間社会学部設置認可 静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科編入学認可
平成 14(2002)年	静岡英和学院大学 指定保育士養成施設認可 静岡英和学院大学開学（人間社会学部） 短期大学部に現代コミュニケーション学科を新設
平成 15(2003)年	英文学科・国文学科・国際教養学科を廃止 静岡英和学院大学 教員免許課程認定 人間社会学科[中学校教諭 1 種免許状（国語、英語）] [高等学校教諭 1 種免許状（国語、英語、公民）] 地域福祉学科[高等学校教諭 1 種免許状（福祉）]
平成 19(2007)年	静岡英和学院大学 教員免許課程認定 地域福祉学科[幼稚園教諭 1 種免許状]
平成 23(2011)年	静岡英和学院大学の「地域福祉学科」を「コミュニティ福祉学科」に 名称変更 静岡英和学院大学短期大学部 男女共学化

2. 本学の現況

【大学名】

静岡英和学院大学

【所在地】

静岡県静岡市駿河区池田1769

人間社会学部、短期大学部

【学部の構成】

人間社会学部 人間社会学科
コミュニティ福祉学科

【学生数、教員数、職員数】（平成27（2015）年5月1日現在）

（学生数）

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				
				1年次	2年次	3年次	4年次	計
人間社会学部	人間社会学科	130	540	120	76	83	114	393
	コミュニティ福祉学科	120	480	64	78	66	72	280
大学 計		250	1020	184	154	149	186	673

併設校 静岡英和学院大学短期大学部

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数		
				1年次	2年次	計
短期大学部	現代コミュニケーション学科	100	200	84	87	171
	食物学科	80	160	84	78	162
短期大学部 計		180	360	168	165	333

静岡英和学院大学

(教員数)

学 部	専 任 教 員 数				
人間社会 学部	教授	准教授	講師	助手	計
	18	13	3	1	35

併設校 静岡英和学院大学短期大学部

学 部	専 任 教 員 数				
短期大学部	教授	准教授	講師	助手	計
	7	4	3	3	17

(職員数)

	事務局	法人事務局	計
正職員	22	6	28
非常勤職員	12	0	12
派遣職員	4	0	4
計	38	6	44

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

静岡英和学院大学はキリスト教信仰とキリスト教主義の精神によって設立された大学である。「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（ルカによる福音書 10 章 27 節）との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」（ガラテヤの信徒への手紙 5 章 6 節）との大学聖句に体现される本学の建学の精神は、スクール・モットーである「愛と奉仕の実践」に集約される。大学としての教育研究を支える本学の基本理念である、「自立しつつ他者と共に生きる『共存・共生』の精神」もまた、「愛と奉仕の実践」を本学における大学教育活動に即して具体的に明確化したものに他ならない。

本学の建学の精神は、静岡英和学院大学学則第 1 条に、「静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と大学における教育・研究の根幹をなすものとして規定されている。また大学要覧、大学ウェブサイト、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」、「履修要項・講義内容」、広報資料等には学院聖句・大学聖句が明記され、入学式、卒業式、始業礼拝、創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝など諸行事、また、毎週水曜日に開かれるチャペル・アッセンブリー・アワーにおいて、学長から、あるいは、理事長、宗教主任、同窓会長、後援会長から繰り返し説かれている。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

学院聖句・大学聖句、及びスクール・モットー「愛と奉仕の実践」が、建学の精神の簡潔な文章化といえる。また、大学公式ウェブサイトでは、「本学はキリスト教信仰を土台としておりますから、『愛と奉仕の実践』を教育・学問の根本としております。したがって、学内には愛が充ちています。友人との交わり、教職員との交わりの中で、皆さんはそれを実感するでしょう」との「学長あいさつ」が掲げられ、本学の教育・学問の根幹にあるものとして、建学の精神を広く伝えている。【資料 1-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 静岡英和学院大学 学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】 静岡英和学院大学 大学要覧

【資料 1-1-3】 大学ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/>

【資料 1-1-4】 CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 履修要項・講義内容（2015）【資料 F-6】と同じ

【資料 1-1-6】 大学ウェブサイト 学長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/gaiyo/aisatsu.html>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神、大学としての使命・目的について、「愛と奉仕の実践」というスクール・モットーに集約する形で、教育研究活動に一貫する人格陶冶の重要性をアピールしており、今後とも、時代を超えて普遍的である価値の尊さを表明し続けていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への適合

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学生に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』には、「静岡英和学院大学学則」第 1 条が明示されている。

「第 1 条 静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」

この学則第 1 条は、本学の建学の精神が、大学教育に果たす重要性を述べ、育成する学生像を提示したものである。「愛と奉仕の実践」という建学の精神は、自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神の確立という大学としての基本理念に継承され、具体的には、人間社会学科とコミュニティ福祉学科とから成る人間社会学部の教育研究活動によってその使命・目的が体现される。本学の「使命・目的」は、「静岡英和学院大学学則」第 3 条に規定され、これも「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に明示されている。

「第 3 条 本学に、人間社会学部を置く。

2 人間社会学部は、第 1 条の目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探

求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指す。

3 人間社会学部に置く学科は、次のとおりとする。

(1)人間社会学科

(2)コミュニティ福祉学科

4 各学科の教育目的は次のとおりとする。

(1)人間社会学科

グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力及びコミュニケーション能力を育成する教育を行う。

(2)コミュニティ福祉学科

人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」

大学公式ウェブサイトでは、「学部長あいさつ」として、本学の学部・学科が次のように説明されている。

「先端技術のめざましい発達によって国際化・情報化を進める現代。その複雑化していく現代の人間社会を的確に捉えるための知識と方法と判断力を育成する学部が、静岡英和の人間社会学部です。

人間社会学科では、「人間」の心と行動・人間が形成する「社会」の仕組み・人間が独自に築く「文化」について着目し、人間社会についてのトータルな理解の上に立って、「心理」「経済経営」「観光地域デザイン」「英語文化」「日本語文化」の5メジャーで各自の専門性を高めます。

コミュニティ福祉学科では、真の共存・共生をめざすべき人間社会の、かけがえのない実践としての「福祉」の学びを根幹に据えて、「社会福祉士」「保育士」「幼稚園教諭」として活躍できる、スペシャリストとしての実力を着実に形成していきます。

【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

1-2-② 法令への適合

静岡英和女学院の寄附行為第3条では「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、静岡英和学院大学学則第1条においても、「静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めており、学校教育法第83条に定める大学の目的に適合している。

【資料 1-2-3】

1-2-③ 変化への適合

平成14(2002)年に開学した静岡英和学院大学人間社会学部(人間社会学科・地域福祉学科)は、平成23(2011)年3月に財団法人日本高等教育評価機構による認証評価で認定されたが、その自己評価報告書(平成22(2010)年6月提出)は、「本学独自の建学の精神

に基づき、大学としての使命・目的を実現する教育活動を持続するためにも、入学者の確保は欠かせない。両学科ともに厳しい学生募集状況であるが、地域福祉学科の定員割れは特に深刻であり、学科名をコミュニティ福祉学科と変更するなどの対策を推進しているが、魅力ある教育を追究するためには、それぞれの学科教育の充実とともに、再編も視野に入れて、学部として将来展望を構築していかなければならない。」と述べ、再編を構想するワーキンググループが、学長の指示によって発足したことを記している。ワーキンググループでの検討は、人間社会学科から分化した新学科を増設する、という方向性で進められたが、最終的には断念するに至っている。その主な理由は以下の2点であった。——①学部の学士課程教育においては、専門性だけでなく、幅広い教養の基礎を、カリキュラムを肥大化させないようにして、きちんと教えるというのが重視される。人間社会学科の二分化はこの趣旨に逆行するし、差別化も難しい。②現有教員をベースにしての、届出による学科設置だとしても、補充する教員が何人かは必要となり、財政的負担は増大する。——当面は、2 学科体制を継続し、両学科とも、カリキュラムの体系性をより整備し適切な運用を図ること、特にコア科目での基礎教育を徹底すること、授業科目間相互の連携性を強化すること、開設科目を精選し肥大化を避けること、を確認した。

両学科とも人間社会学部として総合力と専門力との兼備が強みであるが、その意義が十分浸透しているとはいえ、人間社会学科では、学際性が総合力として必須であるということが、広く浅く学ぶイメージに結びやすく、総合力の上に築き上げる専門力（心理、言語文化、観光、経済経営）が充実していることが周知されていない。一方、コミュニティ福祉学科では、逆に、専門力（社会福祉、保育幼児教育）が相互連携することによる総合力の学びの重要性と魅力が周知されていない。このような現状認識の下で、入試制度や広報活動を通して改めて本学の特質をPRした。平成26(2014)年度入試から、英検二級以上取得入学生に対する学費減免制度を導入して、「静岡から、アジアへ、グローバルへ」というメッセージの明示によって、グローバル社会に対応できる地域に根ざす大学として、開学時の教育目標をさらにヴァージョンアップした形で再確認し、静岡から日本を発信する人材を養成して地域の産業界に貢献するという姿勢を鮮明にしたのはその一例である。【資料 1-2-4】カリキュラムとその運用の見直しを、学生が最大限の学修成果を上げられるように進めており、人間社会学科においては前年度80名台だった入学者数を、平成27(2015)年度には120名まで回復させ、コミュニティ福祉学科においても、入学者数は厳しい状況が依然として続いているものの、社会福祉士の国家試験において2年連続して県内トップの合格率を上げるなど、明るい材料もある。

大学経営会議、大学評議会、教授会が連携して諸課題に取り組み、教授会を支える両学科会・各委員会も様々な変化に対応する、教育活動の不断の点検がなされて教授会報告がなされている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】静岡英和学院大学 学則 【資料 F-3】 【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-2】大学ウェブサイト 学部長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/greeting/>

【資料 1-2-3】学校法人静岡英和女学院 寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 1-2-4】英検二級スカラシップ 広報用チラシ

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的は関係法令に適合している。特に、平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法改正に対応する、学内規則の改正を機に、総点検がなされて、適切に運用されている。不変の使命・目的を果たすべく、様々に変化する社会情勢や社会的要請にも適切に対応できるような、実践への努力を続けていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の不断の継承を図るために、理事会、評議員会、常任理事会、大学評議会、教授会では、祈祷を以て開会し、祈祷を以て閉会している。毎週水曜日に開かれるチャペル・アッセンブリー・アワーにおいては、学生・教職員が宗教主任の主宰の下に、現代の諸課題を考え、聖書を読み、沈思し、祈って、建学の精神に思いを致す時間を共有している。始業礼拝・創立記念礼拝・クリスマス礼拝・卒業礼拝も学生・教職員が「愛と奉仕の実践」に思いを致す機会である。卒業礼拝終了後には、卒業する学生を祝福していただいたゲストを講師に、教職員研修会も実施している。【資料 1-3-1】

なお、新任教職員に対しては、建学の精神、使命と目的について、オリエンテーションが行われ、理解と周知が図られている。【資料 1-3-2】

学則をはじめとする基本的な規程の改定については、各委員会・部署で検討され、教授会・評議会でも審議され、学長が決定する仕組みとなっている。職員においても、課(室)長会議によって周知されており、教職員の理解と支持を得る体制が整っている。改定した規程については、理事会・評議員会において審議・報告がなされ、役員の理解と支持が得られている。

1-3-② 学内外への周知

建学の精神は、『大学要覧』『大学案内』『入試要項・講義内容』『履修要項』『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』など冊子に、また、大学ウェブサイトにも、学院聖句・大学聖句・3 つのポリシー・各教科の教育方針の提示を掲げて明示している。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

新入生には、入学式、始業礼拝、オリエンテーション、スチューデント・リトリートに

おける礼拝・主題講演等を通して、建学の精神、及び本学の使命・目的を説いている。在学生には、新年度のオリエンテーション、始業礼拝を通して、建学の精神、及び本学の使命・目的を再確認させている。上記の使命・目的は、また学部のカリキュラム編成に具現化している。すなわち、両学科共通の基礎教育科目において、総合教養科目を設け、その中に「キリスト教と人間の理解」に関する分野を設定、特に「キリスト教学」を必修としている。

学院全体の広報誌『Maple 通信』、大学の広報誌『EIWA UNIVERSE』、大学同窓会誌『楓』も、本学の建学の精神・大学の使命・目的を改めて心に受けとめる媒体となっている。

【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

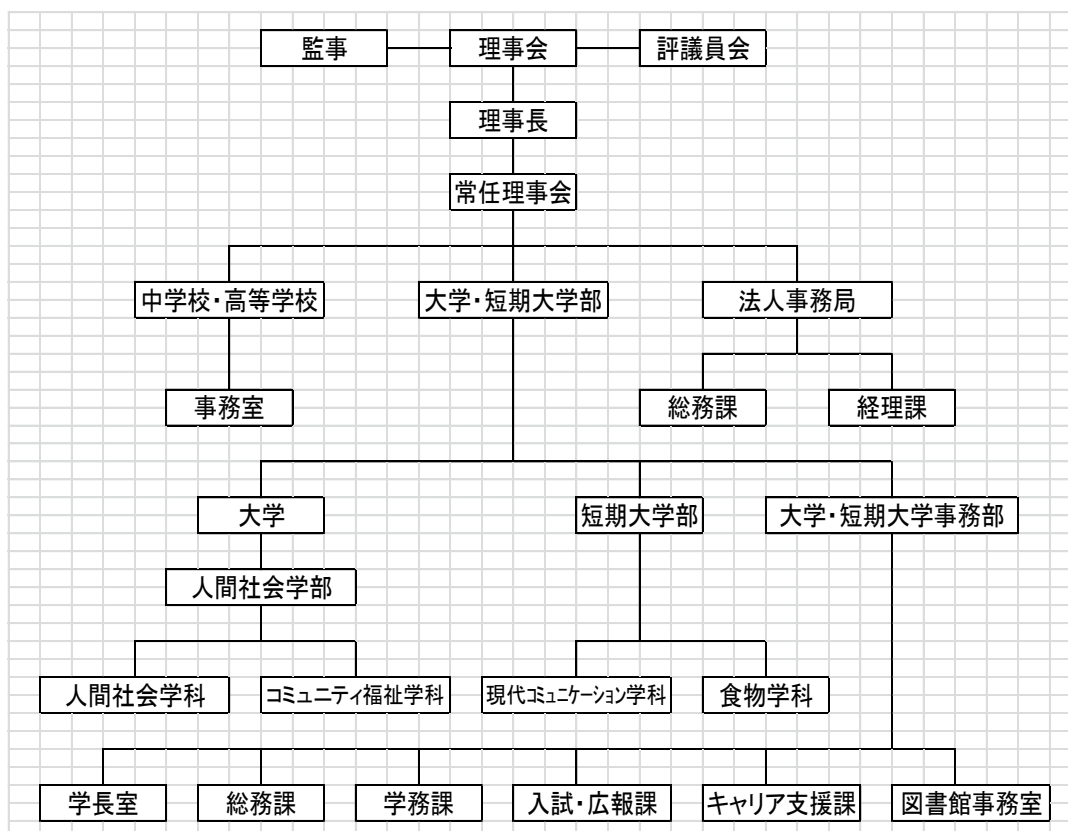
開学して完成年度を終えて迎えた、学生確保の困難という問題を打開するために、平成 21 (2009) 年度に平成 22 (2010) 年度～平成 26 (2014) 年度 5 カ年の『学校法人 静岡英和女学院 経営改善計画』を策定した。当面する最大の課題は学生確保であるが、「建学の精神・ミッション・学院の目指す将来像」として、建学の精神と、大学の使命・目的をしっかりと踏まえることの重要性が改めて確認されている。この『経営改善計画』を承けて、平成 28 (2016) 年度～平成 32 (2020) 年度 5 カ年から展開する『学校法人 静岡英和女学院 中長期計画』の策定が進められている。【資料 1-3-7】

「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)において、「以上述べた建学の精神の具現化が教育課程であり」と述べ、学位授与の方針の基礎に使命・目的及び教育目的を位置づけている。今後とも、使命・目的のよりふさわしい表現とすべく見直しを進めていく。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学校法人静岡英和女学院の教育組織と運営組織は、【図 1-3-1 法人組織図】に示したとおり、経営を担当する事務局、大学教育を担当する静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部とその事務を行う大学・短期大学事務部、中学・高校教育を担当する静岡英和女学院中学校・高等学校とその事務を行う事務室で構成されている。【資料 1-3-8】

【図 1-3-1】 法人組織図



「愛と奉仕の実践」というスクール・モットーに集約される本学の建学の精神は、人間・社会・文化をキーコンセプトとして複雑な現代の人間社会を的確に捉えようとする人間社会学科、その人間社会の望ましいあり方である福祉を追究するコミュニティ福祉学科、ともに自己が他者とどう関わっていくかを模索する学問研究と、密接に関わっている。人間社会学科は、人間のこころと行動を学ぶ心理メジャー、社会のしくみを学ぶ経済・経営メジャー、文化を社会の中で発信して地域を支える観光地域デザインメジャー、国際化した日本における文化を考察する日本語文化メジャーと英語文化メジャーを備え、社会福祉士受験資格・保育士・幼稚園教諭などの資格取得も目指せるコミュニティ福祉学科は、福祉社会フィールドと子ども未来フィールドを備えている。この、人間社会学科の5メジャー・コミュニティ福祉学科の2フィールドの学問領域を教授するにふさわしい教員組織を擁しており、本学の使命・目的及び教育目的と、教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

【資料 1-3-9】

学科には専任教員全員が構成メンバーである学科会があり、学科の教育課程に基づく学科運営・学生教育等の諸課題を協議する。学科教員は、各委員会の委員となり、それぞれ他学科教員と連絡連携を深めている。委員会には、宗教委員会、ボランティア委員会、学生委員会、教務委員会、カリキュラム検討委員会、図書委員会、入試・広報委員会、就職委員会、財務委員会、国際交流委員会、公開講座委員会、情報システム委員会、英語教育センター、教職課程委員会、紀要委員会、学報委員会、自己点検・評価実施委員会などがある。アドミッションポリシーとかかわる入試広報委員会、カリキュラムポリシーとかかわる教務委員会・学生委員会、ディプロマポリシーとかかわる教務委員会は、事務部門の

入試広報課、学務課、キャリア支援課と連携しており、教員と職員との協働体制が整備されている。【資料 1-3-10】

学部教授会は、両学科の専任教員全員を構成メンバーとする審議機関である。また、同一キャンパス内にある静岡英和学院大学短期大学部との連絡連携のもとに運営される評議会がある。評議会は、学長・副学長・事務部長・学部長・短期大学部部長・学科長・宗教主任・図書館長・主要委員会委員長を構成メンバーとし、事務部門から学長室長・総務課長・学務課長・入試・広報課長・キャリア支援課長が陪席する。【資料 1-3-11】

さらに、中長期的な展望も含め、教学上の重要事項を審議し、評議会・教授会への議題提出等を準備する経営会議がある。経営会議の構成メンバーは、学長・副学長・学部長・短期大学部長・各学科長・宗教主任・事務部長・学長室室長である。開催回数は、経営会議は月に 1 回、評議会は 2 ヶ月に 1 回、学部教授会は月に 1 回、学科会は月に 2～3 回である。【資料 1-3-12】【資料 1-3-13】

学長のリーダーシップが発揮できるトップダウンとボトムアップのバランス、教員と職員の協働、ともにスムーズに機能する運営組織となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】 静岡英和学院大学 教職員研修会(平成 27(2015)年 3 月 12 日(土)次第

【資料 1-3-2】 2015 年度 新任者オリエンテーション配布資料

【資料 1-3-3】 大学ウェブサイト 本学の 3 つのポリシー(大学)

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>

【資料 1-3-4】 CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 4 ページ【資料 1-1-4】と同じ

【資料 1-3-5】 広報誌「Maple 通信」

【資料 1-3-6】 広報誌「EIWA UNIVERSE」

【資料 1-3-7】 学校法人静岡英和女学院経営改善計画

経営改善計画骨子(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)

【資料 1-3-8】 静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程

【資料 1-3-9】 小冊子「Shizuoka Eiwa Gakuin University 2016」

【資料 1-3-10】 平成 27(2015)年度(前期)学科別委員等一覧

【資料 1-3-11】 静岡英和学院大学教授会規則

【資料 1-3-12】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料 1-3-13】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

(3) 1-3 の改善・向上方策(将来計画)

第三の学科新設は十分な検討の上で、目指さないこととなり、現行の 2 学科での教育研究体制を充実化する道を選択した。両学科は、平成 28(2016)年度から運用するカリキュラムを見直す作業を進めている。

学校教育法の改正は、「学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要」であり、「大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化する」ことを主眼とするものであった。学長・副学長のリーダーシップに、教授会がどのように審議機関として応えていく

かは、学内のコンセンサスと情報共有が不可欠であろう。よりスムーズな組織の構築と運営の努力を持続する。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいた教育を行う大学として、その建学の精神、使命・目的、学部学科の教育がめざす人材を、学則に明確に定めている。教育課程は、建学の精神の具現化と言うべき実質を備え、その教授を担う教育研究組織も整っている。さまざまな媒体を通して、その特質を発信する努力もなされている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受け入れ方針の明確化と周知

本学では「University Identity」「学院聖句」「大学聖句」によって、「隣人を自分のように愛し」、「愛の実践」を行う人材を育て、「地域社会に貢献する大学」であることを教育理念として明示している。それは、「静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法に規定するところから従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成する」ことを目的とし、各学科の独自色をうたった教育目的は、下記のように明示されている。

人間社会学科

グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力及びコミュニケーション能力を育成する教育を行う。

コミュニティ福祉学科

人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。

その教育目的の上にたち、人間社会学部では、「人間社会学部で学ぶための基本的な理解力・思考力・問題発見能力を備えている者」をアドミッション・ポリシーとし、各学科の入学者受け入れ方針は、下記のように明示されている。

人間社会学科

総合的・学際的学科である人間社会学科で学ぶことに興味を持ち、真に必要な教養の習得に意欲的な者

コミュニティ福祉学科

社会福祉専門学科であるコミュニティ福祉学科で学ぶことに興味を持ち、福祉社会の実現に貢献しようとする者

この入学者受け入れ方針は、ウェブサイトに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知するとともに、高等学校教員を対象にした大学説明会や、オープンキャンパス、オープンデーなどにおいて説明を行っている。

2-1-② 入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

本学では、前述の入学者受け入れ方針に基づき、多様な入学者の受け入れ方法を取り入れている。

本学の入学試験制度は、人間社会学科、コミュニティ福祉学科の2学科で共通の日程によって行われている。入学試験実施体制は、副学長を責任者とする入試広報委員会が組織され、入試広報課との連携において、日程、試験内容などの一連の制度が定められている。

入学者選抜試験の種類は、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験（第1回～第3回）、AO入学試験（第1回～第6回）、特待生入学試験、一般入学試験（A、B日程、専門高校・総合学科）、大学入試センター試験利用入学試験（前、中、後期）である。また、特別入学試験（第1回～第3回）として、帰国子女、社会人、留学生の入学試験を実施している。

1) 指定校推薦入学試験

入学実績のある高等学校を中心に、指定校制での入学制度を実施している。高等学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者を、「調査書」「推薦書」「面接」により審査している。

なお、本入学試験を含めて、面接による入学試験では、「面接における注意事項」に明記された口頭試問内容に沿って面接を実施し、客観性、公平性が保たれるように工夫している。

2) 公募推薦入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者の審査には、「調査書」「推薦書」「面接」に加え、試験当日の「小論文」を課している。

3) AO 入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴をPRできるコミュニケーション能力を有する者を求めている。出願者を、「調査書」「面接」に加え、自己PRや出願理由等を記載した「自己アピール書」によって審査している。

4) 特待生入学試験

高等学校で学習する基本的な学力が非常に優れており、入学後本学での活躍が期待できる者を特待生と採用するための試験である。合格基準は、大学入試センター試験に沿ったマークシート方式の「国語（近代以降の文章、古文、漢文）」及び「英語（リスニングテストを除く）」の2科目合計の得点率が70%以上の者としている。

なお、国語及び英語の2科目合計の得点率が70%未満であっても、成績が良好な者は一般入学試験に合格した者として見なしている。

5) 一般入学試験

学力到達度で選抜する試験で、「一般入学試験（A 日程）」では学科試験として「国語（近代以降の文章）」及び「英語」の計 2 科目を課し、その試験結果によって判定する。「一般入学試験（B 日程）」では、人間社会学科は「国語（近代以降の文章）」及び「英語」の計 2 科目を課し、コミュニティ福祉学科は「国語（近代以降の文章）」または「英語」のいずれかの科目と「面接」によって判定する。

6) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験受験者に対して、各学科では次のように判定を行う。

・人間社会学科

平成 28 (2016 年) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「英語」と「国語（近代以降の文章と古文）」、「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」（旧教育課程履修者のみ）、のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

平成 27 (2015 年) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「英語」と「国語（近代以降の文章と古文）」、「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」、「旧数学 I・旧数学 A」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

・コミュニティ福祉学科

平成 28 (2016 年) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語（近代以降の文章）」と「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」（旧教育課程履修者のみ）、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

平成 27 (2015 年) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語（近代以降の文章）」と「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」、「旧数学 I・旧数学 A」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科総合 A」、「理科総合 B」、「物理 I」、「化学 I」、「生物 I」、「地学 I」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

7) 特別入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致する人を求めている。

・帰国子女入学試験

帰国子女入学試験の出願者の審査は、「小論文」「英語（リスニングテストを除く）」及び「面接」の結果と、提出書類によって判定する。

・社会人入学試験

社会人入学試験（社会人入学試験一般対象）の出願者の審査は、「小論文」及び「面接」の結果と、提出書類によって判定する。

社会人入学試験（社会人入学試験シニア対象）の出願者の審査は、「志望理由書」提出後、出願許可された者に対し「面接」と提出書類によって判定する。

・留学生入学試験

留学生入学試験（留学生入学試験一般選抜）の出願者の審査は、「小論文」または「英語」及び「面接」の結果と、提出書類によって判定する。

留学生入学試験（留学生入学試験指定校推薦）では、入学実績のある日本語学校を中心に、指定校制での入学制度を実施している。日本語学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、日本語学校長による推薦を依頼している。出願者を、「志望理由書」「成績証明書等」「推薦書」「面接」により審査している。

以上のように、本学では多様な入学試験形態を実施することにより、受験生のニーズに応えることが可能となっている。これらの入学者の受け入れ方法については、「入学試験要項」などに明示するとともに、ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパスや高校教員対象大学説明会、また学外で実施される進学相談会、高校訪問においても説明を行い、入学希望者などに周知している。

入学者の受け入れにあたっては、「静岡英和学院大学 入学者選考規程」に基づき、各学科の合否判定会における合格候補者案を、入学者選考会議において審議し、その了承の上で教授会において議決し、最終的に学長によって決定されている。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、エビデンス集（データ編）のとおりである。

人間社会学科は、平成23(2011)年度の入学者数は157名と定員を確保したが、その後、平成24(2012)年度120名、平成25(2013)年度94名、平成26(2014)年度82名と、定員を大きく割り込んだ。この平成25(2013)年度～平成26(2014)年度の状況に対して、入試広報として、特待生入試の実施、AO入試の回数増、英検スカラシップの導入、および学科改革（メジャー編成）などの取り組みを強化した結果、平成27(2015)年度は定員には及ばないながら、120名の入学者を得ている。定員を満たせないのが問題であるが、一応の安定を見ている。

コミュニティ福祉学科は、平成23(2011)年度の入学者数は68名と定員を大きく割り込んだが、地域に根ざしたアピールなど学科の取り組みを強化した結果、平成24(2012)年度71名、平成25(2013)年度74名、平成26(2014)年度79名と順調に入学数は増加していたが、平成27(2015)年度は64名と、再び定員を大きく割り込んだ。この平成27(2015)年度の状況に対して、学科カリキュラムの改定、学科の広報アピールなど定員充足

に向けて積極的に改革を行っている最中である。

両学科を合わせて、平成 25 (2013) 年度～平成 26 (2014) 年度は、64～67%の定員充足率だったが、平成 27(2015)年度は、65.9 パーセントの定員充足率を示している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 (1015) 年度の人間社会学科の定員充足率は 75.6%、コミュニティ福祉学科の定員充足率は 58.3%と両学科とも、定員を満たせないという問題があるが、広報面からは、地域に特化した大学の知名度をアピールし、かつ高校生や地域のニーズに合わせた「選択」と「集中」による効果的な広報活動を行うこと、また、学修面からは、カリキュラムの改革、資格取得、および就職実績の向上など、目に見える結果をあげて高校生、またその保護者にアピールしていくのが適当と考える。特に、充足率が 6 割に満たないコミュニティ福祉学科に関しては、定員充足率の改善・向上方策の一つとして、平成 28(2016)年 4 月より、福祉の知識や技能を生かして不登校やいじめなど児童生徒の課題解決に当たる「スクールソーシャルワーカー (SSW)」の養成課程を新設することとした。この課程は、日本社会福祉士養成校協会から、養成校として県内で初めて認定を受けたもので、国や地方行政などは、学校職員として配置する計画を打ち出しており、養成が急務になっている。将来の職業選択の一つとして志望する受験生が増える見込みがある。

両学科とも、特待生入試の実施、AO 入試の回数増、英検スカラシップの導入など、入試制度についての改革については、もはややりつくした感がある。教員の数も限られており、さらに入学試験回数を増やすなどの対策を講じても、負担感があまりに大きくなる懸念がある。むしろカリキュラムや教育方法などを検討して、学科内容の充実を図るのが最善というべきであろう。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1) 教育課程編成の基礎

本学は、大学設置基準第 19 条（教育課程の編成方針）にもとづき、まず、大学の目的（学則第 1 条）、また、人間社会学部の教育目的（学則第 3 条 2 項）、そして人間社会ならびにコミュニティ福祉両学科の教育目的（学則第 3 条 4）を具現化するために、教育課程を編成した。

教育課程編成の基本的な方針は、「カリキュラム・ポリシー」として『Canmpus Guide』に掲載し、学生に周知している。

具体的な教育課程の編成方法としては、大学設置基準第20条（教育課程の編成方法）にもとづき、卒業要件にかかわる各授業科目を「必修科目」と「選択科目」とに分けたが、人間社会学科では、教員免許課程の科目などは、卒業要件には含めない科目とした。そして、これらの科目を各年次に、適切に配当して編成している。このことは、「静岡英和学院大学学則」第15条、および第23条とその別表に明記し、また、「履修要項・講義内容」に掲載し、全学生に周知している。

2) 学部共通の「基礎教育科目」

人間社会学部は、人間社会学科とコミュニティ福祉学科の2学科から構成されているが、まず、学科間の共通科目として、「基礎教育科目」を編成し、「コモン・ベーシックス」と「総合教養科目」とから構成する。

「コモン・ベーシックス」の科目領域は、「日本語表現力」「外国語表現力」「情報処理」「健康と余暇」の4つの科目群からなり、基礎的な言語運用能力と情報処理能力の養成等を目指す。

「総合教養科目」の科目領域は、「キリスト教と人間の理解」「現代社会と国際理解」「科学と環境の理解」「地域の理解」という4つの科目群からなり、複雑化の進行する人間社会を、複合的な視点から見て、自主的・総合的に考え、的確に判断できる、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養教育を目指している。

3) 学科独自の「専門教育科目」

人間社会学科とコミュニティ福祉学科は、人間社会学部の教育目的を基礎にしながらも、それぞれの学科独自の教育理念にもとづく教育目的をもっており、それを具現化する教育課程（カリキュラム）が、各学科の「専門教育科目」である。

この「専門教育科目」が「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「演習科目」の4つの科目群から構成されている点では共通している。

4) 人間社会学科の「専門教育科目」

人間社会学科は、人間とその社会の営みを「学際的・総合的観点」から考察し、人間・社会・文化が相互に調和し、共生関係の人間社会を創造できる人材を育成するという教育理念に基づき、「グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する」という教育目的を規定した。

人間社会学科の「専門教育科目」には、このような人間と社会の「学際的・総合的」な教育研究という教育理念・目的に即して教育課程が編成されている。

そして、その教育課程は、「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「演習科目」という4つの科目群を、段階的かつ系統的に学ぶ過程で、「心理」「文学・文化・観光」「金融・経営・法学」の3つのコースごとに、「学際的・総合的観点」を基礎にした人間理解・文化理解・社会理解が深まるようにデザインされている。

さらに、3つのコースが、「心理」「英米文学・文化」「日本文学・文化」「観光」「金融・経済」「経営」「法律・社会」という7つのメジャー(2015年度入学生からは「心理」「経済経営」「観光地域デザイン」「英語文化」「日本語文化」の5つのメジャー)(専攻)に分化されており、卒業研究で取り組むメインメジャー(主専攻)をもたせる。

また、これ以外に、サブメジャー（副専攻）として他のメジャー科目群を履修することも可能としている。

5) コミュニティ福祉学科の「専門教育科目」

コミュニティ福祉学科は、広く地域社会の福祉の実現を図るために、社会福祉のより高度な専門教育と職業能力を備えた人材を養うことを教育理念とし、「人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する」ことを教育目的と定めた。

コミュニティ福祉学科の「専門教育科目」には、「社会福祉のより高度な専門教育」が「職業能力」と結びつき、具体的な「対人援助と地域の福祉に貢献するための力」の育成が意図されている。

社会福祉の専門職を目指す「社会福祉士モデルコース」、子ども・家庭福祉と幼児教育の専門家を目指す「保育士・幼稚園教諭モデルコース」の2つが、履修モデルの形で「コース」立てされており、「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「演習科目」という4つの科目群を学ぶ過程で、2つのコースごとに、専門教育をおこない、専門的な職業能力を高めていくようにデザインされている。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 基礎演習における小集団・個別学習の活用

本学の教育目的では「責任を伴う自由で自立した人格を形成する」ことを掲げ、人間社会学部の教育目的では「共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成」を掲げている。そして、人間社会学部の教育目的では、「社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する」と定め、また地域福祉学科の教育目的には、「豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する」ことを定めた。

上記の本学の教育目的、学部の教育目的、両学科の教育目的は、まとめると、主体的に他者と関わることができる自立した人格を育てる、ということである。

この目的を達成するための方法として、人間社会学部ならびにコミュニティ福祉学科の1・2年次に「基礎演習」を設定した。「基礎演習」では、担当教員1人と1クラス10人前後の小集団において、まず大学の導入教育・初期教育を行い、スタディ・スキルを習得させるのだが、その学習過程が、個人の報告やメンバーとのディスカッションなど、主体的な他者との関わりから、独自のパースペクティブを形成する有効な機会となっている。

人間社会学部では、この「基礎演習」は、1年次から2年次前期まで3セメスターに、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを配置している。Ⅰでは日本人学生と外国人留学生とに分けた上で、学籍番号順にゼミ分けをして、大学での学習への導入教育を行っている。Ⅱ・Ⅲでは、ゼミは希望制を採り、スタディ・スキルの向上を継続しつつ、担当教員の学問領域への導入的学習を演習形式で行っている。

学科教員は、「心理コース」「文学・文化・観光コース」「金融・経営・法学コース」の3コースの専門性を担うが、「基礎演習」のⅡ・Ⅲにおける学習は、学生にとって2年次後期からの専門ゼミ（専門演習Ⅰ、Ⅱ、卒業研究）選択に資することにもなっている。

一方、コミュニティ福祉学科では、1～2年次の2年間にわたる、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと4種類の基礎演習を置いている。1年次の基礎演習Ⅰ・Ⅱに関しては、導入教育・基礎教育およびスタディ・スキルの習得を中心に行い、2年次では、それらを行いながらも徐々に専門教育あるいは専門演習への導入を中心にして実施している。そして、この2年次の基礎演習Ⅲ・Ⅳでは、「社会福祉士モデルコース」と「保育士・幼稚園教諭モデルコース」の2コースの教員だけでなく、学科所属教員全員で担当し、学生たちには、自分の希望するコースの教員のゼミと、また、それと専門領域の異なる教員のゼミを選択させ、3年次の専門演習の選択の幅を広げさせている。豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成するという学科の教育目標を踏まえたとき、学生が、自分の関心のあるコース以外の教員のゼミ指導を受けることが有効であるように考えている。

2) 人間社会学科の「人間社会総論」の実施方法

人間社会学科では、これまででも、専門教育の導入教育として、「心理コース」「文学・文化・観光コース」「金融・経営・法学コース」のそれぞれのものの見方・考え方の基本を修得し、またそれらを統合して「学際的・総合的」なものの見方・考え方の基本を修得するため、専門教育科目のもっとも基本的な科目として「人間社会総論」の授業を大切にしてきた。

そして平成22(2010)年度をむかえ、「現代の人間社会を的確に読み解く力を養成する新しい学際型の学科」という、開学以来の学科の目指すべき方向性・志向性を再確認するとともに、それを踏まえ、1年次前期における学際的アプローチの修得をさらに徹底する方策を企図した。「人間社会総論」の授業展開に際して、その年度にふさわしい授業全体のテーマを毎年設定し、そのテーマに即した学際的アプローチの仕方を学ぶという取り組みを始めたのである。ちなみに、平成22(2010)年度のテーマは、「流動化と人間・文化・社会」であり、日本文学・英語学・日本語学・観光学・経済学・金融論・経営学・法学・認知心理学・社会心理学・キリスト教学といった諸学問が、一つのテーマにどうアプローチするのか、それを通じて諸学問の特徴を、自分なりの視点として活かし、自らの主体的関心によって学ぶ準備をさせるという取り組みを進めている。

3) 人間社会学科におけるキー科目の必修化

人間社会学科では、「人間とその社会」について「学際的・総合的観点」から検討することをねらいとしている。

そこで、専門教育科目の基礎科目として1年次に「人間社会総論」「人間学基礎」「心理学基礎」「日本文化論基礎」「英米文化論基礎」「社会学基礎」「経済学基礎」「経営学基礎」「法学基礎」といった「基礎理論」を、必修科目化して全学生に学ばせている。こうすることで、学生たちが3コースに分かれ、各自の専門性を深める前の時点で、「人間とその社会」についての「学際的・総合的観点」の素地を形成している。

4) コミュニティ福祉学科における複数学年科目の単位分割

コミュニティ福祉学科の専門教育科目「相談援助演習」は、社会福祉士の国家試験受験資格ならびに保育士資格の必修科目である。この科目は、1年次後期から履修が始まり3

年次後期へと2年半にわたって学ぶ重要な科目であり、5単位が割り当てられている。

長い履修期間にわたる相談援助演習の目的を、いわゆる中だるみをしていないよう学生が確実に達成できるように、2年半をまとめて5単位とするのではなく、まず2年半の学習期間を1年次前期・2年次前期・2年次後期・3年次前期・3年次後期と、5つのセメスターに分け、それらを「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」として、またそれぞれに1単位ずつを割り当て、「相談援助演習Ⅰ」（1単位）・「Ⅱ」（1単位）・「Ⅲ」（1単位）・「Ⅳ」（1単位）・「Ⅴ」（1単位）として、5科目・各1単位配当に分割した。

こうすることによって、学生たちは、ややもすれば相談援助演習の科目全体の目的と各回の個々の授業の目的とを結びつけにくくなりがちなところを、各回の授業目的と、「Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」各セメスターの科目の目的、そして同科目全体の目的とを明確に意識しつつ、学べるようになった。

5) 「基礎教育科目」「専門教育科目」に関する学科ごとの活用の仕方

「基礎教育科目」では、学部共通の教育理念と目的に従って学ぶため、教育内容は、大部分は共通の内容となる。「基礎教育科目」は「コモン・ベーシックス」と「総合教養科目」の2つの科目群から構成している。また、「専門教育科目」を「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「演習科目」の4つの科目カテゴリーから構成しているあり方は、人間社会学部で共通である。

しかし、人間社会学科とコミュニティ福祉学科は同じ学部であり、学部共通の目的を目指しつつも、両学科それぞれの理念と目的にしたがって教育活動を展開している。そこで人間社会学科とコミュニティ福祉学科は、それぞれ独自に、「基礎教育科目」と「専門教育科目」の中の科目カテゴリーの学び方を指定している。

たとえば、人間社会学科では、学科の目的に「コミュニケーション能力」の形成を掲げたが、コモン・ベーシックスの「日本語表現法」と、「外国語表現力」の英会話科目を必修化している。また、学際的総合的な学習の素地を作るため、いくつかの学問領域の基礎的学習を必修にしている。

一方、コミュニティ福祉学科では、「対人援助」能力の形成を学科のねらいの一つとなっており、そのための実習科目や資格取得のための科目の履修・習得が重要となる。そこでコミュニティ福祉学科は、基礎教育科目の単位数を、人間社会学科が34単位であるのに対して、28単位にとどめ、専門教育科目の「展開科目」において、そうした「対人援助」の知識・技術・資質を身につけるための科目を配置したため、人間社会学科の展開科目が最低38単位以上の修得となっているところ、コミュニティ福祉学科では50単位以上と、重みをつけて学習できるように配慮されている。

6) 習熟度別クラス編成

人間社会学部の基礎教育科目におけるコモン・ベーシックスの中の情報関連科目である「ネットワークリテラシー」では、履修前の時点で、学生による自己申請で2段階にクラス分けをして授業を行っている。

また、人間社会学科では、1年生全員に対して入学後すぐに、英語の基礎力の確認テストを行い、その結果に従って、英語関係科目についてのクラス分けを行っている。これは、

グローバル化時代に対応してコミュニケーション能力を高めたいという学科の目的を実現するための手段の一つである。

一方、コミュニティ福祉学科では、保育士養成課程の受講希望学生に対し、「音楽Ⅰ」の授業の履修に際して、学生の自己申請によって2段階にクラス分けをして授業を行っている。保育士の仕事では、ピアノ演奏の技量が重視されているが、コミュニティ福祉学科の入学生の中にはピアノの経験の皆無の者から長期にわたる者まで幅が大きく、ピアノを比較的得意な者に対してはさらにそれを伸ばし、また、ピアノを基本から始める者に対しては、保育の現場で適応できる水準に到達できるように指導するため、クラス分けを行った。

7) 評価基準の見直しと GPA 制の導入

学則に定められた単位についての定義や計算方法は、『CAMPUS GUIDE』に印刷され学生に周知している。また、『履修要項・講義内容』として冊子にし、単位及び単位の履修方法について分かり易く解説している。

成績評価は、平成 21 年度(2009 年)より、4 段階(優、良、可、不可)で行ってきたものを、5 段階(S、A、B、C、F)に改め、さらに GPA 制度を導入した。

人間社会学部判定基準				
評価	成績	判定	GP	内容
S	100 点～90 点	合格	4	特に優秀な成績
A	89 点～80 点		3	すぐれた成績
B	79 点～70 点		2	その科目の要求を満たす成績
C	69 点～60 点		1	合格と認められる最低限の成績
F	59 点以下 および 履修放棄	不合格	0	合格ラインに達していない成績、 期間内に履修辞退の手続きを取ら なかったもの、出席数不足などで 受験資格を喪失したもの
T	単位認定	GPA の 対象外	—	留学や他大学での単位修得 (G P に換算しない)
P	成績評価はし ない	合格/不合格	—	合格すれば単位を認定するが G P に換算しない

この変更は、たとえば、“「可」でも「優」でも、単位取得という点では同じ”というような単位制の形骸化を防ぎ、単位の修得や卒業要件の充足の質を確かにするとともに、個々の学生の努力を明らかにするために導入した。

8) 履修単位の上限設定：CAP 制の導入

単位制では、授業時間外の学習時間の確保が重要であることを説明するとともに

『Campus Guide』、履修できる単位数に上限を設け、授業前後の時間の確保により、履修する科目一つひとつについて学習の徹底を指導している。

つまり、一つの科目の授業時間ならびに授業外の学修時間を確保し、適切な科目履修と単位の修得を徹底するため、大学設置基準の第27条の2を基礎として、平成21(2009)年度より、一年間の履修単位数に上限を設けた。これをCAP制と称し、人間社会学科では「学年」を基準に、またコミュニティ福祉学科では「GPA得点」を基準に、年間の履修単位数の上限を学科ごとにその基準を設定し、それを『履修要項・講義内容』に明示している。

『Campus Guide』

「■単位

本学では、それぞれの授業科目に単位数が定められており、学則によって定められた授業科目を履修し、所定の試験に合格し、その授業科目に定められた単位数を修得して卒業要件や資格取得の要件を満たしていくという、単位制をとっている。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業により教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。(学則第16条)

授業時間は1コマ90分とし、これを2時間として計算する。

卒業論文・卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。」

1単位を取得するために必要な授業時間数および授業外での学修時間数

授業方法	授業時間数	授業外学修時間数
講義	15時間	30時間
演習	30時間 別に定める科目は15時間	15時間 30時間
実験・実習・実技	45時間 別に定める科目は30時間	0 15時間

CAP制について

人間社会学科の「学年」によるCAP制				
学年	1年次	2年次	3年次	4年次
上限	38単位まで	38単位まで	38単位まで	46単位まで

地域福祉学科の「GPA得点」によるCAP制				
GPA	3.0以上	2.5以上3.0未満	1.5以上2.5未満	1.5未満
上限	46単位まで	43単位まで	40単位まで	36単位まで

9) 人間社会学科の「I+brand」プロジェクト

人間社会学科では、高い識別性をもって社会の中で固有の価値を実現する「自己ブランド力」の形成をめざし、「静岡英和 自己ブランド力向上プロジェクト」に取り組んでいる。通称「I+brand アイ・ブランド」は、卒業までの4年間に学生が「自分」というブランドの開発に着手し、そのブランド力を向上させるために考案され、「基礎力編」「専門力編」「キャリア編」という3つの側面からアプローチする教育プログラムの束である。

10) コミュニティ福祉学科の社会福祉士国家試験対策講座

コミュニティ福祉学科の学生が、中核的な進路であり、またそのための資格でもある社会福祉士の国家試験の対策講座を、外部委託することなく、専任教員が担当している。

(3) 2-2の改善・向上方策

人間社会学科は、コミュニティ福祉学科に比して、学科名から何を学ぶことができるのかわかりにくいという憾みがある。しかし、これは学科の総合性・学際性の所以が、現代の複雑化した国際社会・情報社会を的確に捉えるためであることを、受験生・保護者・高校教員に、また入学した学生にたえずアピールしていく以外にないであろう。総合性・学際性の上に成り立つ専門性こそが重要であるという認識の徹底である。単一の学問分野から成る学科に対する、専門性の質としての優位性を今後も説きつづける必要がある。具体的には、人間社会学科の学際性を構成するキーコンセプトが「人間」「社会」「文化」であり、「人間」の心を知り、「社会」の仕組みを理解し、人間社会のみが形成する「文化」の内実を知ることが、現代社会を理解する要諦であること、その「人間」「社会」「文化」を理解する学問領域が、「心理系」「総合マネジメント系」「言語文化系」という三つの系であること、またその系を構成する学問分野が、「心理」および「経済経営」「観光地域デザイン」および「英語文化」「日本語文化」の5つのメジャーであるということの周知である。

人間社会学科は、2015年度において、カリキュラム改革を計画している。これまでの学科教育をさらに推進するためのカリキュラムとすべく、カリキュラムの策定が成ったときには、改革の企図を明確にするカリキュラムポリシーの提示はあつてしかるべきであろう。

人間社会学部としては、すでに「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を以下のよう

に明らかにしている。

本学は、キリスト教精神に基づく「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、大学としての教育目的を、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することとしている(学則第1条)。人間社会学部は、この教育目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指す(学則第3条)。さらに、人間社会学科では、グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の行き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する教育を行い、地域福祉学科では、人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う(学則第3条)。以上述べた建学の精神と大学としての教育目的の具現化が教育課程であり、したがって、本学教育課程において所

定の単位を修めた学生は、所期の目的を達成したものとして卒業が認定される。

今後はさらに、両学科の特質をより踏まえた、学科ごとのディプロマ・ポリシーの策定も視野に入れていく。

また、何を、どう、教授するかは絶えず振り返るべきであり、何を、がカリキュラムであるとすれば、どう、はその運用もしくは実際の授業の方法に関わる。授業方法のより一層の工夫を実践するために、FDにおけるスキルアップが不可欠である。すでに蓄積のある「学生による授業改善のためのアンケート」や「教員相互の授業参観」を、より実効あるものとする、さらなる組織的取り組みを構築していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3 評価の視点-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 学部共通の新入生へのオリエンテーション

新入生に対して、履修や学習面(教務担当職員)、大学生生活面(学生部担当職員)、進路・就職(キャリア支援担当職員)、図書館利用(図書館司書)による学部共通のオリエンテーションをおこなっている。

2) 毎学期の学科ごとのオリエンテーション

新入生を含め、学科ごとに、両学科長を中心に、学科の教務委員、学生委員、就職委員教員が学期初めに、学年ごとにオリエンテーションを行っている。

そのなかで、教務委員が、各学年・各学期ごとの学習のポイント、履修上の注意をしている。

3) 所属ゼミにける確認

本学では、学生は、全員、1年次からゼミに所属している。ゼミの中で、履修上の誤りはないか、ゼミ担当教員が責任をもって確認している。

4) オフィスアワーの設置

オフィスアワーが時間割上に設置されており、教員が、学生に対する個別対応ができる体制が整えられている。

5) 学習不振者への対応

毎学期の GPA を参考に、学生一人ひとりに対して、ゼミ担当教員から個別的履修や学習、また進路に関しての指導を行うこととしており、その方針は次のように『履修要項・講義内容』に明示されている。

○人間社会学科の場合

- ・ 1 年次の通年 GPA が 1.0 未満または修得単位数が 24 単位未満の場合、ゼミ担当教員が本人に対して学習指導を行う。
- ・ 2 年次および 3 年次では、学期ごとに、GPA が 1.0 未満または修得単位数が 12 単位未満の場合、学習指導を行う。
- ・ 2 期連続して上記学習指導の対象となった学生に対しては、ゼミ担当教員および学科長が、本人およびその保証人と面談を行う。
- ・ 3 期連続して学習指導の対象になった学生に対しては、ゼミ担当教員および学科長が、本人およびその保証人に対して退学の勧告を行う。(条件付きで退学勧告の保留も可能とする)

○コミュニティ福祉学科の場合

- ・ GPA が 1.25 以下の場合、担任に相当する教員による面談を行う。
- ・ GPA が 1.25 以下を 2 期連続するか、もしくは GPA が 1.00 以下の場合、保証人に連絡のうえ面談を行う。

6) 保護者会

保護者会を開催し、保護者に対しても、成績表の見方や卒業要件を説明し、大学の教学面に理解と協力を求めている。

7) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による修学意欲の低下、目的意識の喪失、大学での環境に適応できない、あるいは心のトラブルを抱える学生が見られるようになり、退学者及び休学者対策は喫緊の課題となっている。

その対策の一つとして、ゼミナールにおける指導を強化し、学習継続に支援を要する学生についての状況調査を各ゼミナールにおいて実施している。全学的に少人数制のゼミナールにおいて学生をサポートしている。

保護者に対しては、例年 11 月に保護者会を開催し学生生活におけるサポート内容などを説明し、全体会終了後に、個別に面談の機会なども設けている。学生の状況を教員と保護者の間で情報共有し密な連携を図る場となっている。

また、退学、休学を希望する学生には、状況を確認し、可能な限りの対策をとる目的で、ゼミ担任がチェックシートを利用して面談を行うこととなっている。それにより、各ゼミナールにおける事前対応の均質化を可能としている。また、仮に退学や休学に至った場合においても、動向が把握でき、今後の改善のための情報が得られるようになっている。

8) 学生意見の汲み上げ

授業の内容については、全科目において授業改善のアンケートを実施している。実施の後、各教員からのコメントがフィードバックされ、学生に公開されている。

学生生活についての問題などは、提案箱を設置して学生生活の向上のための意見を吸い

上げている。投書の内容別に関係諸機関に伝達され、迅速な対応を心がけている。

卒業時には、学生生活全般の満足度調査が実施され、学生サービスの向上に活用されている。

9) SA 等の活用

日本語能力が不足していたり、授業についていけない留学生には、留学生センターで日本語サポートと学習サポートを行っている。それらのサポートは、本学の奨学金を授与された日本人学生がボランティアで行っている。その結果、留学生は日本人学生から、ほぼマン・ツー・マンの形で、週一時間日本語やレポートの書き方などを習うことができる。こうしたサポートシステムにより、日本語能力試験 1 級や 2 級にチャレンジする留学生の数が年々増加している。また、留学生と日本人との交流の場ともなり、双方に良い影響を及ぼしている。なお、このシステムのコーディネーターは、留学生センターのスタッフが行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

両学科ともに学期ごとにオリエンテーションを実施し、学生の履修支援を行っている。新生には学科のみならず各事務部もオリエンテーションを行っている。

両学科ともに、1 年次からゼミに所属し、ゼミ担当教員は履修指導のみならず生活指導に至るまで責任をもって確認している。

専任教員のオフィスアワーは、時間割の中で設置されており、学生を個別に対応する体制としているものの、学生個々への対応はゼミ担任に任せる形でオフィスアワー制度は形骸化しつつあり、ゼミ外の学生に対応するためにもオフィスアワーを確実に実行する体制作りが急がれる。また非常勤講師についてはオフィスアワーが設置されておらず、非常勤講師のオフィスアワー設置についても考えていく。

学習不振者への対応は、ゼミ担当教員が GPA の低い学生を中心に面談を行うなどして指導を行っているが、後手に回ることも多く、休学・退学を防ぐには至っていない。退学・休学を希望する学生にはゼミ担当教員が状況確認をしているが、今後は出席確認システムの導入など、退学・休学の芽が小さいうちにその芽を早期に発見できるような対策をしていく。

留学生センターでは留学生に対する SA を導入しているが、日本人の学習不振者や低学年などの学習初心者への成績優秀者や高学年生による SA 導入が急がれる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 をおおむね満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4 評価の視点 ①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適

用

1) 単位認定の原則

本学では、単位の認定については、大学設置基準第21条（単位）を基礎とし、以下のよう
に「静岡英和学院大学学則」に規定し、これにそって厳正に実施している。

○静岡英和学院大学学則第16条（単位の計算方法）

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成
することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に
必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業
科目については、15時間をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、
別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。

前項の規定にかかわらず、卒業研究及び特別実習については、これらに必要な学修等
を考慮して、単位数を定めることができる。

○静岡英和学院大学学則第18条（単位の認定）

各授業科目の単位の認定は、試験によるほか、出席状況その他の学修の成果を総合
的に評価して行う。

2 試験に関する必要な事項は、別に定める。

なお、定期試験に関する規定は、「履修要項・講義内容」に掲載し、学生にも周知
している。

2) 他の教育機関における科目や単位

他の教育機関における単位修得の扱いについては、大学設置基準第28条（他の大学又は
短期大学における授業科目の履修等）、第29条（大学以外の教育施設等における学修）、
第30条（入学前の既修得単位等の認定）を基礎として、以下のように「静岡英和学院大学
学則」に規定している。

○静岡英和学院大学学則19条（他大学における授業科目の履修等）

本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学
生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60
単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこ
とができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく、外国の大学または短期大学に留学する場
合に準用する。

○静岡英和学院大学学則第20条（大学以外の教育施設等における学修）

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻
科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の
履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したもの
とみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

○静岡英和学院大学学則第21条（入学前の既修得単位数等の認定）

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

3) 留学者の単位の認定について

本学は、留学制度を実施している。この留学の学修成果を本学の単位として認定する方法は以下のように規定している。

まず留学の学修成果の単位認定が、日本国内での本学以外の教育機関における学修成果の扱いの規定と矛盾しないように配慮した。また、本学では、通年で履修できる単位数の上限を規定しており、留学の学修成果の単位認定が、これとも矛盾しないように配慮した。

それらを踏まえ、国際交流委員会において留学者の単位認定に関するガイドラインを作成し、教務委員会においてこれを確認し、教授会がこれを承認した。

4) 評価基準の見直しとGPA制の導入（再掲）

人間社会学部判定基準				
評価	成績	判定	GP	内容
S	100点～90点	合格	4	特に優秀な成績
A	89点～80点		3	すぐれた成績
B	79点～70点		2	その科目の要求を満たす成績
C	69点～60点		1	合格と認められる最低限の成績
F	59点以下 および 履修放棄	不合格	0	合格ラインに達していない成績、 期間内に履修辞退の手続きを取ら なかったもの、出席数不足などで 受験資格を喪失したもの
T	単位認定	GPAの 対象外	—	留学や他大学での単位修得（G P に換算しない）
P	成績評価はし ない	合格/不合格	—	合格すれば単位を認定するがG P に換算しない

学則に定められた単位についての定義や計算方法は、『CAMPUS GUIDE』に印刷され学生に周知している。また、『履修要項・講義内容』として冊子にし、単位及び単位の履修方法について分かり易く解説している。

成績評価は、2009年度より、4段階（優、良、可、不可）で行ってきたものを、5段階（S、A、B、C、F）に改め、さらにGPA制度を導入した。

5) 個々の授業科目の成績評価について

個々の授業科目の成績評価の出し方については、『履修要項・講義内容』に、明記してある。

その成績評価方法と自らの成績とで疑問がある場合は、個人成績表を受け取ってから1週間以内に学務課に申し出れば、教員に事情説明を求めることができる。これは、「成績不服申立制度」と呼ぶ、『履修要項・講義内容』に明記してある。【資料2-4-2】

6) 卒業要件について

卒業の要件については、大学設置基準第32条（卒業の要件）を基礎として、「静岡英和学院大学学則」に以下のように要件を定め、厳正に実施している。

また、単位の認定及び卒業の認定については教務委員会が中心となり「静岡英和学院大学学則」に則り実施されるよう注意を払っている。

卒業判定は、人間社会学科とコミュニティ福祉学科が、卒業判定の原案を作成し、教務委員会の審議を経て、教授会で決定する手続きを厳正に行っている。

「静岡英和学院大学学則」の規定に関しては以下のようなものである。

○静岡英和学院大学学則第13条（修業年限）

人間社会学部の修業年限は、4年とする。

○静岡英和学院大学学則第14条（在学年限）

学生は、8年を超えて在学することはできない。なお、第30条第1項の規定により編入学した学生又は第37条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、第30条第2項又は第37条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

○静岡英和学院大学学則第40条

（卒業）学長は、本学に4年（第30条第1項、第31条第1項、同条第2項又は第37条第1項の規定により編入学、転入学、再入学又は転学科を許可された者にあつては、それぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、学部規定に定める授業科目及び単位数を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定するものとする。

本学学部の卒業に必要な単位数は124単位であり、卒業要件科目及び単位を基礎資格として、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）にそつて、学位が授与される。

(3) 基準項目2-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、1単位あたりの学習時間を確保するため、授業の実施時間について厳格に運用し、シラバスに沿った授業計画の完遂を目指している。シラバスを前提とした適正な成績評価、単位認定がなされるよう科目担当者に周知している。シラバスの「授業目的」に

到達目標、「その他 学生へのメッセージ」に事前・事後学習の内容を明記することで、小テストや課題提出などで履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学習時間の確保を学生に促し、学習効果の向上を図っている。しかしながら、全教員がこのように到達目標や事前・事後学習についてシラバスに明示しているには至っていない。今後は、授業内容を理解しやすいシラバスにするために、教員一人ひとりへの周知を図るとともに、シラバスの書式についても IR 委員会や教務委員会などで検討を進めていく。

学習効果を正確に把握するために、それぞれの授業科目で明示している評価方法及び評価基準に従って適正に評価するよう、全教員に周知している。しかし、全体的には、科目担当者によって、単位認定率及び GPA に違いが生じている現状もあり、今後は、単位認定のあり方や適正な評価基準・評価方法について、IR 委員会、教務委員会、FD 委員会において検討を重ねていく。また、学習内容を着実に身につけるために、遅刻・欠席について全教員が厳正に対処するよう進めていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会で審議される。卒業直前に卒業要件の不足が生じる事態に陥らないよう、4 年次学生に対する履修登録確認を前期・後期の開始時に、ゼミ担当教員や学科教務委員と学務課職員が行っているが、今後は、事前チェックできる体制の強化を教員、学務課職員で図っていく。

GPA については、平成 21（2009）年度より導入し定着している。今後は、新たな学務システムなどの導入を検討し、GPA のデータ加工により得られる情報を FD 委員会、IR 委員会、教務委員会などが連携し、適正な利用と管理に努め、制度の充実を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

「カリキュラム内でのキャリア支援科目」「インターンシップ」「キャリア支援課によるキャリア支援プログラム」「キャリア支援・就職支援講座」「留学生への就職支援」「保護者向け就職説明会」「資格取得等対策講座」

1) キャリア支援科目

人間社会学科とコミュニティ福祉学科では、学生の希望進路が入学時点ですでに異なる傾向を持っているため、カリキュラム内でのキャリア教育の内容や方法は異なっている。すべての学生が 4 年間何らかのゼミに所属するカリキュラムとなっている点は両学科に共通しているが、人間社会学科では演習科目を中心にキャリア教育が行われているのに対して、コミュニティ福祉学科では専門教育科目が中心となっている。

人間社会学科では、1 年次前期の必修科目である「基礎演習 I」からキャリア教育を

開始し、以後半期ごとに「基礎演習Ⅱ（1年次後期必修科目）」、「基礎演習Ⅲ（2年次前期必修科目）」の各学習プログラムの中に学科共通のキャリア教育行事を配置し、キャリア意識を高める取り組みを行っている。また、2年次からはインターンシップⅠ・Ⅱが開講され、学生はインターンシップを行うことで2度まで単位取得が可能となっている。インターンシップⅠとⅡの合計履修者数は、平成27年度(2015年)は58名であった。研修先は、大学が覚書を交わして提携関係を構築している研修先が22社(団体)、外部団体との協力により紹介を得ている研修先が30社(団体)である。この他に学生が独自に開拓した研修先も条件を満たせば単位認定される。平成26年度(2014年)の独自開拓は7社(団体)であった。

コミュニティ福祉学科では、福祉分野の国家資格(社会福祉士・保育士)や幼児教育分野の免許取得を希望する学生が多いため、対応する専門科目や実習科目においてキャリア教育を行なっている。社会福祉士の場合は、平成27年度(2015年)より「社会福祉特講Ⅰ・Ⅱ(4年次選択科目)」を開講し、国家試験の受験を希望する学生への学習支援を強化している。保育士の場合はカリキュラム外で支援を行っている(3)資格取得等対策講座参照)。また学科全体としては、学期ごとのオリエンテーション期間にキャリアガイダンスや進路確認アンケートを1年次から行って学生の希望進路を把握するほか、必修の演習科目(「基礎演習Ⅰ(1年次前期必修科目)」から「基礎演習Ⅳ(2年次後期必修科目)」)においてキャリア形成の準備を促す指導が行われている。資格・免許取得を希望しない学生の場合は、専門ゼミを選択する直前の2年次後期に「キャリアスタディ」などを通じてキャリアについての意識を高めるよう指導している。

この他に両学科共通の科目である「ネットワーク・リテラシー(1年次必修科目)」では、基本的な情報処理の概念やコンピュータのハードおよびソフトの操作に関する知識を学習することで、就労に必要な、基本的な情報通信技術の獲得を支援している。

【資料 2-5-1】

2) キャリア支援課によるキャリア支援プログラム

カリキュラム外での支援については、キャリア支援課を設置し、学生に対するキャリア支援を行っている。

キャリア支援課が行う日常業務として、学生の希望進路の把握、学生の就職相談および指導、求人に関する情報の受け入れと発信、学生の進路状況の把握などがある。【資料 2-5-2】

学生の希望進路については、両学科との協力体制のもとに全学生に対して毎年調査を実施しており、休学等による一部の例外を除いてほぼすべての学生の希望進路の把握が実現できている。これらの情報に基づいてキャリア支援課は早期から学生の希望進路を把握し、就職相談および指導に活かしている。就職相談・指導に関しては、1回30分の個別面談・書類添削指導、60分の面接指導を行なっている。【表 2-9】

これらの日常業務のほかに、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、留学生への就職支援、保護者向け就職説明会、業界勉強会などがある。

2) - 1 キャリア支援・就職支援講座

3年生向けのキャリア支援・就職支援講座(基礎講座・フォロー講座)、および4年

生向けフォロー講座の企画・運営を行っている。内容は、3年生対象の基礎講座において就職活動の進め方、身だしなみ、応募書類の書き方、面接対策など、就職活動の全過程について講義形式で基礎知識を提供し、4年生向けのフォロー講座において応募書類の作成と面接について少人数を対象とした講座を実施している。いずれの講座においても「英和式就職活動」を重視し、本学学生の就職実績や希望進路に対応した具体的指導を講座に盛り込んでいる。【資料 2-5-3】

2) - 2 留学生への就職支援

主に日本での就職を希望している留学生への支援として、全学年を対象とした留学生対策講座を前期に実施し、大学3年生を対象とした講座を後期に開催している。日本で就職活動をする際のマナーや心構え、在留資格の手続き等について講義形式で行なっている。また、在留資格等の重要な事柄については個別面談による指導も実施している。

【資料 2-5-4】

2) - 3 保護者向け就職説明会

在学生の保護者を対象とした全学行事である「保護者会」の一部として、キャリア支援および就職支援に関する説明会を行なっている。内容としては、前年度の就職状況、学年ごとのキャリア支援行事、キャリア支援・就職支援講座の紹介、キャリア支援課の活動（個別相談等）紹介、保護者と大学との連携のお願いなどである。また、説明会終了後に、希望者を対象とした個別面談も行っている。【資料 2-5-5】

2) - 4 業界勉強会

大学3年生を対象に、両学科とキャリア支援課が協力して、全学生が参加する業界勉強会を実施している。業界勉強会は、企業研究や自己分析の実践的機会を提供することによって、進路選択やキャリア形成を促すことを目的としている。学生たちは就職活動時と同様の服装で、エントリーシート形式の文書を作成して持参し、合同企業説明会と類似した状況を体験する。過去に本学学生を採用した実績のある企業・団体を中心に、毎年20社程度の参加を得て後期授業期間に開催しており、学生の就職活動に対する意識を高めるための機会ともなっている。また、参加企業・団体に対しては、学生に対する感想や印象をアンケート調査しており、本学のキャリア支援や教育に対する外部からの評価を知る機会ともなっている。【資料 2-5-6】

3) 資格取得等対策講座

両学科の学生に共通して関心の高い試験への対策として、公務員試験対策基礎講座と日商簿記3級対策講座を企画し、受講者の募集を行っている。このうち特に公務員試験対策については、公務員志望者だけではなく、一般企業の筆記試験とも関連する学習分野があるため、およそ半年間で30回の講座を企画して募集を行なったが、平成26(2014)年度は開講に必要な応募者数に達しなかったため、実施しなかった。日商簿記3級対策講座については14名の応募者があり、開講した。【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

また、各学科が推奨している資格・検定や模擬試験などの受検手続きの支援などもキャリア支援課で行っている。人間社会学科では秘書検定や日本語検定、コミュニティ福祉学科では保育士公務員試験の模擬試験の支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-5-1】 平成 27(2015)年度 授業要目
- 【資料 2-5-2】 キャリア支援課が行う支援について
- 【資料 2-5-3】 キャリア支援・就職支援講座について
- 【資料 2-5-4】 留学生への就職支援について
- 【資料 2-5-5】 平成 26(2014)年度 保護者向け就職説明会・実施結果について
- 【資料 2-5-6】 業界勉強会について
- 【資料 2-5-7】 平成 25(2013)年度 公務員試験対策講座について
- 【資料 2-5-8】 平成 25(2013)年度 日商簿記 3 級対策講座について

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

第 1 に、学生の多様性をより正確に把握し、キャリア教育・支援の効果を高めるための体制作りを行なう。現在でもゼミやキャリア教育行事を通じて学生の希望進路やキャリア形成の状況を把握する施策は学科ごとに行っているが、今後学生の多様化が一層進むと予測されることから、学生の状況を統一的に把握することの重要性が増してくると考えられる。すでに全学的な IR の一環として、入学時点から継続的に個々の学生の特徴を把握する体制の構築が始まっているため、その取り組みにキャリア形成の視点を加え、早期からの支援体制を整えるとともに、学内外との連携を強化していく予定である。例えば、大学入学時点での学生の能力やスキル、性格特性を把握し、目標形成を早期から促すことで、支援対象および方法を細分化することを目指す。

第 2 に、学科のキャリア教育（カリキュラム）とキャリア支援課による支援プログラムとの一層の連携強化を図る。これまでの取り組みでは、学科とキャリア支援課がそれぞれ独立に資格取得や検定受検を推進してきているため、学生によっては目標形成に迷いが生じ、早期からの地道な学習を阻害される恐れがある。現在人間社会学科では、学科とキャリア支援課が協力して推奨資格・検定をリスト化し、一体的に推進する体制を構築しつつある。例えば 1 年次に推奨資格・検定についてのガイダンスを学科とキャリア支援課が共同で行い、学科のゼミや専門教育科目等において学習支援を行なうという体制である。この体制を今後は強化するとともに、国家資格以外の支援の取り組みが課題となっているコミュニティ福祉学科においても、同様の連携強化を目指していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 をおおむね満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 学生就職状況

「地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材の育成」を教育目的に掲げた本学の、就職状況の特色として、両学科に共通して静岡県内企業への就職率が高いことがあげられる。人間社会学科では就職者の90.1%が、コミュニティ福祉学科では97.8%が静岡県内企業に就職している。またコミュニティ福祉学科では、福祉分野の専門職人材として、幼稚園教諭や保育士などの幼保関係に就職者の26%が、介護などの福祉関係に37%が就いている。専門職資格としては、平成26(2014)年度の社会福祉士国家試験の合格率が63.6%（合格者7名）となり、静岡県内の大学において現役合格率が最も高くなっている。【表2-11】【資料2-6-1】

【エビデンス集・データ編】

【表2-11】平成26(2014)年度 卒業後の進路先の状況

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-1】平成26(2014)年度 就職者の職種別割合

2) 学生資格・免許取得状況

人間社会学科では、学科教育の成果の一つとして、認定心理士資格、社会調査士資格、中学校・高等学校教諭1種免許状（国語）、高等学校教諭1種免許状（英語・公民）を出している。

コミュニティ福祉学科では、保育士資格、幼稚園教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状（福祉）を出している。

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 学生による授業アンケート

学生による授業アンケートを、授業に支障が出ない限り、前期・後期の全科目、専任・非常勤問わず実施している。

その結果を、ウェブで公開するとともに、本人はコメントを残すことになっている。

2) 教員相互の授業参観

教員相互の授業公開（授業参観）を、授業に支障が出ない限り、前期・後期の全科目、専任・非常勤問わず実施している。

参観教員は、授業担当教員にコメントを寄せることになっている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

人間社会学科においては、教育とキャリア支援の質を高めるために、入学から卒業・就職に至る学生の成長過程をフォローし、支援していけるような学生管理の方策について検討を始める。コミュニティ福祉学科においては、現状で就職者の40%近くが「福祉分野ではない進路」を希望しているため、これらの学生へのキャリア教育の具体策について検討を始める。

授業アンケートや教員相互の授業参観など教育内容・方法及び学修指導法の改善に向け

た種々の結果に関して、客観的な視点から教員個々の意識改革や自主的な改善を促すことについて、さらに教員の理解を深めていく。また、指導や助言に関する組織的な体制の構築や運用についても検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活安定のための支援

1) 学生生活，厚生補導のための組織，機能

学生生活安定のための支援として、全学科選出教員によって構成されている学生委員会が組織されている。大学担当部署としては、学務課を設置し、教務部門と学生部門が含まれている。学生委員会に当該担当事務員を含め、学生部が構成されて、学生生活の様々なサポートを行っている。具体的には、学生の個別対応窓口業務、学友会等課外活動支援、学祭等諸行事の支援、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の手続き業務、各種証明書の発行、学生相談室、保健室の管理、学内施設管理、アルバイトの斡旋、学生生活に関する記録・統計などを行っている。

2) 健康相談，心的支援

本学には保健室と学生相談室がある。保健室では何らかの身体的、精神的病気を抱えた学生を把握するために、入学時に提出する学生記録簿に既往歴を書く欄を設けている。その記録簿の記載事項を基に、保健室では必要に応じてゼミの教員とも情報を共有し、精神的身体的サポートを行っている。また4月のオリエンテーション時には、すべての学生に健康診断を義務付け、学生の健康に留意している。

なお、学内で緊急な場合に対応できるようAEDを設置している。AEDの使い方については、年一回の防火訓練の際に消防職員から教職員ならびに学生に指導される。

学生相談室には専門のカウンセラー(臨床心理士)が一人おり、授業期間中、火曜日と金曜日10時から13時まで精神的身体的問題を抱えた学生に対応している。必要に応じて、カウンセラーは保健室と情報を共有し、学生がもっとも良い状態で勉学が続けられるよう問題の解決を図っている。

保健室及び学生相談室の利用についてはエビデンス集・資料集のとおりである(表2-12)。保健室の利用者は減少している。その一方で、週2回開室の学生相談室は週5回開室の保健室利用者とはほぼ同数になっている。開室時間の拡充が望まれるところである。

3) 経済的支援

3)-1 本学独自の奨学金

学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金があげられるが、その他にも、本学独自の奨学制度が設けられている。在学生対象のものとしては「静岡英和学院大学奨学金」制度がある。この奨学金制度は、平成 25(2013)年度より対象者の枠が拡充されている。それに伴い、平成 26(2014)年度より奨学生選考のための内規を設け、経済困窮の学生に対しての選考枠を設定している。

大学独自の授業料減免制度として、「静岡英和学院大学私費外国人留学生学費等減免」の制度を設け、学生からの申請と審査を経て、授業料の 3 分の 1 を減免し、経済的支援を行っている。

その他、入学時の選考試験の結果によるスカラシップ制度や減免制度が多数ある。

スカラシップ制度として、「特待生」「推薦スカラシップ」「一般スカラシップ」があり、これらは試験の成績優秀なものに学費の減免をするものである。

特待生は、特待生入学試験に合格した者であるが、平成 26(2014)年度実施(平成 27(2015)年度採用)の実績はない。推薦スカラシップは、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験及び AO 入学試験に合格後、推薦スカラシップ選考試験を受験し特に成績が優秀な者に与えられる。平成 26(2014)年度実施(平成 27(2015)年度採用)の実績は 1 名であった。一般スカラシップは、一般スカラシップ選考試験の成績が特に優秀な者に与えられる。平成 26(2014)年度実施(平成 27(2015)年度採用)の実績は 1 名であった。

また「英検スカラシップ」は、日本英語検定協会主催の実用英語技能検定 2 級以上の取得者に対して、学費の減免をするものである。平成 26(2014)年度実施(平成 27(2015)年度採用)の実績は 10 名であった。

その他の減免制度として、社会人入試に合格した者に対して適用される「社会人学費減免」や、父母が卒業生、あるいは、兄弟姉妹が在学生や卒業生である場合に減免される「英和生入学金減免」がある。

社会人学費減免制度については、平成 26(2014)年度実施(平成 27(2015)年度採用)の実績は 1 名、英和生入学金減免については 4 名の実績があった。

3)ー2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

本学では、平成 27 年度(2015)は、全学生 698 名の内、55 名の I 種奨学生(7.88%)、157 名の II 種奨学生(21.06%)を合わせ、212 名が給付を受けている(30.37%)。

また、外国人留学生のための日本学生支援機構による「学習奨励費」は、大学の規模に応じてその枠が設定されており、与えられた人数枠の受給者を出している。留学生 104 名に対して受給者は 5 名である(4.81%)。

3)ー2 その他の奨学金

・ロッキー奨学金：県内在住の学生に給付される。平成 27(2015)年度から本学に推薦枠が与えられたため、給付実績はまだない。

・しずぎんアジア奨学金：この奨学金は平成 24(2012)年度から設けられ、指定されたアジア諸国の留学生に対して受給するものである。ほぼ毎年コンスタントに受給者を出している。

- ・ロータリー米山奨学金：この奨学金も留学生に対して受給するものであり、ほぼ毎年コンスタントに受給者を出している
- ・平和中島財団奨学金：この奨学金も留学生に対して受給するものであるが、この奨学金については、近年採用がない。
- ・共立国際奨学金：この奨学金も留学生に対して受給するものであるが、この奨学金については、近年採用がない。
- ・エンケイ財団奨学金：この奨学金も留学生に対して受給するものであるが、この奨学金は平成 27(2015)年度から本学に推薦枠が与えられたため、給付実績はまだない。アセアン諸国の留学生に対して受給するものである。

4) 学生生活支援

食堂は新館地下 1 階にあり、授業期間中、月曜日から金曜日 10 時から 15 時まで営業している。ごはん、メイン料理、サラダがセットとなった日替わり英和ランチを始めとして、ベジ食べる、スペシャルランチ、うどん、ラーメン、カレーなどのメニューがある。大学後援会から補助費が出ており、ランチであっても 310 円あるいは 300 円という格安の値段で食べられる。そのうえ栄養のバランスも考えて作られたヘルシーメニューである。

西館 1 階にはコンビニエンスストアがあり、授業期間中、月曜日から金曜日は 9 時から 18 時、土曜日は 9 時から 12 時 30 分まで営業している。ここでもサンドイッチ、弁当、おにぎりといった簡単な軽食が販売されている。このお店の前にはテーブルと椅子もあり、食堂同様に食べるスペースも確保されている。

学生が自由に勉強したり、話したりできるスペースとして新館 1 階、本館 1 階に学生専用のラウンジを設けている。特に新館 1 階は学生が自由に利用できる広いスペースが確保され、憩いの場所となっている。また、図書館以外の学習スペースをコンビニ前と本館 2 階に設けている。学生がグループで教えたり話し合ったりしながら勉強するのに最適なスペースである。

通学面ではほとんどの学生がバス通学である。自家用車は禁止されているが、バイクについての通学は認めている。バイク通学は基本的に届け出制で条件はないが、届け出を出す際に自賠責保険と任意保険に加入することを義務付けている。年間 80 人程度の学生がバイクを利用しており、バイク置き場は体育館脇に設置されている。

5) 課外活動支援

本学では学生委員会が学友会と連携を図りながら、課外活動への支援を行っている。

平成 26 年度(2014)においてクラブ・サークル活動は、体育系 12 団体、文化系 18 団体、合計 30 団体が活動している。また、活動の補助対象ではないが、3 団体が同好会として活動している。同好会は有志 5 名と顧問がそろうことで創設申請が可能であり、1 年間の実績があれば、クラブ・サークルに昇格する仕組みとなっている。

メジャーなスポーツなどではない、比較的マイナーな競技や新興活動種目などの活躍者がいることを踏まえて、平成 27 年度より、学友会クラブ予算の申請方法を改正した。個人においても課外活動として評価できるものであれば、個人にも補助申請ができる制度に整えた。具体的には、予選を勝ち抜いたうえでの全国大会出場等に関わる大会参加費や交

通費の補助などである。

学生表彰としては、他の学生の模範となるものに対して、各学科 1 名に「静岡英和学院大学賞」を設けている。それに加えて、コミュニティ福祉学科には「日本社会福祉士養成校協会表彰」「全国保育士養成協議会会長表彰」がある。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望を把握するために年 1 回「大学生活に関する卒業生アンケート」を実施し、広く学生の意見等を反映させている。その調査結果は各担当部署に報告され、改善につなげている。

学内には学生提案箱が設置されており、平成 26(2014)年度の投書総数は 5 件であった。その内容については、学生の名前は伏せられ、学務課窓口から当該部署に連絡される。内容によっては、学長及び副学長に直接連絡をし、事情を確認することもある。

学生生活全般に対する学生の意見の把握はなされていると考えられる。また、投書には至らない案件についても、平成 27(2015)年度は学生部を中心に、マナー向上対策や SNS の利用に関しての講演会などを企画、実施に至っている。

通学のためのバス増便であったり、喫煙所のマナー向上であったり、まだまだ求められる案件は多数あるが、優先順位を付けつつ学生ニーズにこたえていく。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生支援についてはサービスを向上させねばならない側面がある一方で、指導的な側面を併せ持っている。目下、指導的に更なるマナー向上を目指しているが、あまり、指導が行き過ぎると、学務課におけるサービスを敬遠しがちになることも考えられる。教職員が一体になって、指導とサービス向上の両面の充実を図りたい。特に学内での喫煙についてはマナーが悪いことが問題となっているが、効果のある改善策は見出されていない。学生側の自主性に任せていても解決するとは思われないので、定期的な巡回指導を地道に続けていく必要がある。

大学独自の奨学金については、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生が増えていることは紛れもない事実である。奨学生の枠を拡充し経済困窮学生の枠を設けたとはいえ、十分なものとは言い難い。そのため、従前からの奨学金の枠の拡充を目指しつつも、授業料の減免等の制度充実を図る必要があるだろう。

その他として、学生からの要望が多い通学のためのバス増便は喫緊の課題と言えよう。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成 27 (2015) 年度における本学の学科別教員数は、エビデンス集（データ編）【表 F-6】（全学の教員組織）に示すとおりである。設置基準上の必要な教員数・教授数は確保されており、教育課程が円滑に遂行できるよう、適切に配置されている。【資料 2-8-1】また、人間社会学科では、教職課程（中学校高等学校「国語」「英語」、高等学校「公民」）に必要な教員配置、コミュニティ福祉学科では、教職課程（幼稚園教諭、高等学校「福祉」）や保育士、また社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な教員配置が、それぞれ適切になされている。

全開講科目に対する専任教員担当比率は【表 2-8-1】のとおり科目区分による差異はあるが、人間社会学科では 81%～82%、コミュニティ福祉学科では 76%～79%となっている。専門教育科目については、人間社会学科では 86%～87%、コミュニティ福祉学科では 77%～79%となっている。主要授業科目への専任教員の配置状況も適切であるといえる。

本学の専任教員組織は、教授・准教授・専任講師・助手によって構成され、教員任用及び昇任については、「静岡英和学院大学教員の任用に関する規程」「静岡英和学院大学人事委員会規程」「静岡英和学院大学人事委員会内規」「静岡英和学院大学教員任用基準」により定めており、適正に運用されている。

専任教員の年齢別構成は、エビデンス集（データ編）【表 2-15】に示すとおり、61 歳以上の教員比率が 23.5%とやや高い状況にあるが、定年退職を迎える教員がここ数年で続くので、今後の後任人事により是正される見込みである。教授、准教授、専任講師の全体的バランスはほぼ適正である。

なお、本学の女性教員比率は 41.2%であるが、文部科学省による平成 27 (2015) 年度「学校教員統計調査」では、わが国の大学学部における女性教員の割合は 23.2%であり、本学の女性教員比率は高い水準にある。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員任用（採用）手続

各学科で専任教員の不足が生じる事態になった場合、学科長は学部長に報告、学部長は教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・学部長・各学科長・学長室長で構成）の開催を学長に要請、「教員採用計画」（採用計画・採用の必要性・現職担当科目）に基づき学科長から説明を受け、この特別委員会で全学的観点から採用計画の適否を検討する。了解が得られたら、常任理事会で承認を得た後、教授会・人事委員会で了解を得て、人事委員会は選考委員会（当該学科 2 名と他学科 1 名）を発足させ、公募により広く人材を求める。

公募期間満了後、選考委員会は選考に入り、最終候補者を 2～3 名に絞り込み、任用に関する特別委員会に諮ったのち、面接を行い採用予定者を決定する。人事委員会、教授会で

適否を投票、人事委員会は3分の2以上の、教授会は過半数の、それぞれ賛成を得て内定する。常任理事会の承認を得た上で最終決定となる。

2) 教員昇任手続き

学部長は、9月末締切で提出されている各教員の履歴書・教育研究業績書を閲覧して昇任候補者が出た場合には、副学長・各学科長とともに「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」によって精査した上で、教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・学部長・各学科長・学長室長で構成）の開催を学長に要請する。特別委員会での了解が得られたら、常任理事会で承認を得た後、教授会・人事委員会で了解を得て、人事委員会は選考委員会（当該学科2名と他学科1名）を発足させ選考を進める。

選考委員会は、審査結果報告書を学長に提出、人事委員会、教授会で適否を投票、人事委員会は3分の2以上の、教授会は過半数の、それぞれ賛成を得て内定する。常任理事会の承認を得た上で最終決定となる。

【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】

3) FD活動

「学生による授業改善のためのアンケート」を実施、教員相互の授業参観や、教育方法等の実践報告等を実施してきた。「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年2回、専任、兼任（非常勤）の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いて回答している。授業公開は、いつでも可能とするが、特に強化期間を設けて、参観者は「授業公開アンケート」を提出することになっている。

毎年夏季休暇中に実施する教職員研修会では、FDに資する取り組みの回も多い。発達障がいと見られる学生への対応についての講演・質疑応答も行った。

SDについても、事務部長を中心に、大学教育において重要性を増大している職員の果たす役割について、自由討議も含め実施されている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学人間社会学部に入学した学生が享受すべきカリキュラムは、両学科に共通する基礎教育科目と、各学科独自の専門教育科目とから構成されているが、本学においては、教養教育は基礎教育科目だけで完結するものと考えられてはいない。たとえば基礎教育科目の中で大きな比重を占める日本語表現力および英語表現力を育成する科目群を担当する人間社会学科専任教員は、「英米文学・文化」「日本文学・文化」のメジャー（専攻）に関連する人間社会学科専門教育科目をも担っており、そこでは当然、基礎教育科目と専門教育科目との有機的連携が追究されている。そのようなあり方にこそ、平成3(1991)年の大学・短期大学の設置基準の改定における、一般教育と専門教育とが有機的に連携する教養教育の具現があると考えられるからである。むろん、福祉のプロフェッショナルを養成するコミュニティ福祉学科の学生に必要な日本語表現力や英語表現力の育成についても考慮し、その

教育内容は、専門教育への導入を視野に入れた上で、どの学問分野に進むにしても共通して必要な基礎力の育成を目指すものとするよう配慮されている。専任教員が、責任をもって授業運営する体制が採られている。

なお、基礎教育科目の中で、英語および情報処理の必修科目では、習熟度別クラス分けがなされ、また、日本語表現の必修科目では外国人留学生対象クラスが設けられ、日本での留学経験のある外国人専任教員（日本古典文学専攻）が担当しており、いずれも学習効果の一層の向上を目指す履修措置が講じられている。

基礎教育科目は、コモン・ベーシックス（日本語表現力・外国語表現力・情報処理・健康と余暇）と総合教養科目と、2つの科目群から構成される。この2つの科目群を担当する専任教員をメンバーとして、各学科専門教育科目との有機的な連携を考慮に入れつつ、より有効な教養教育の展開を目指す、基礎教育科目全体を視野に入れた基礎教育科目担当者連絡会が、平成22(2010)年から発足している。基礎教育科目担当者連絡会では、教務委員会とカリキュラム検討委員会との連携・協力のもとに、基礎教育科目の担当者に関して、また、基礎教育領域全体及びその個々の科目の内容に関して、その方向性の検証を続けている。

【エビデンス集・データ編】

【表 F-6】 全学の教員組織

【表 2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程

【資料 2-8-2】 静岡英和学院大学教員の任用に関する規程

【資料 2-8-3】 静岡英和学院大学人事委員会規程

【資料 2-8-4】 静岡英和学院大学人事委員会内規

【資料 2-8-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ

【資料 2-8-6】 静岡英和学院大学教員任用基準

【資料 2-8-7】 理事会会議次第及び議案（H27.3.30 開催）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

「学士課程教育の構築に向けて」（中教審、平成20(2008)年）が堅持するとした学士課程教育での目標、21世紀型市民（専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材）の育成、は本学部の教育についても該当する。建学の精神、使命・目的に絶えず立ち返り、「総合力」と「専門力」の兼備のバランスを、カリキュラム編成とその運営に実現していく。

本学は地方の大学として、地域に根づいた高等教育機関であり続ける。現在も、地域の自治体等、産官学との連携事業に携わって社会貢献している教員も多い。授業を第一にし

て、学生指導、学内業務など、各教員の活動を客観的に評価することはむずかしいが、奨励する制度も考えていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

大学の校地は、短期大学部とともに、池田山キャンパスにある。景勝地日本平に至る丘陵地にあり、富士山と駿河湾という海山の間位置する。近隣には、東名高速道路沿いに、北に静岡県立大学、南に国立静岡大学を控えている。JR東静岡駅からバスで約10分の、豊かな自然に恵まれた地にある。

校舎等の施設は、【表 2-9-1】のとおり、大学設置基準第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の2（校舎の面積）、第38条（図書等の資料及び図書館）に、忠実に維持・管理できている。

校地及び校舎については、基準面積を十分満たしている。

【表 2-9-1】

	収容定員 (人)	校 舎		校 地	
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)
静岡英和学院大学	1,020	5,686	16,216	10,200	28,150
静岡英和学院大学 短期大学部	360	3,650		3,600	

1) 屋外運動場

多目的運動場 (3,922 ㎡) を設置し、テニスコート (3 面)、フットサルコート (2 面) の兼用としている。施設は管理者 (総務課所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。また、地域との交流を目指し、本学の授業等に差支えない範囲で開放もしている。

2) 屋内施設

キャンパス内に体育館 (1,160.7 ㎡) を設置している。施設は管理者 (学務課所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。

3) 校舎

キャンパス内に本館、北館、西館、南館、東館及び新館の各建物があり、講義室、演習

室、実験実習室、研究室、コミュニケーションスペース、事務室、食堂等を設置している。また、校舎は新館と新館以外に分かれており、新館以外の建物は連結している。ラウンジ等は新館と新館以外にそれぞれ設置している。【資料 2-9-1】

コミュニケーションスペースとしては、ラウンジ、食堂等 600 席を設置し、また、パソコン 7 台とプリンター 1 台を設置して学生が自由に使用している。

日常的な教室使用管理は学務課、その他の建物施設の管理は総務課が行っている。

建築基準法により義務付けられた特殊建築物定期調査は報告を 2 年ごとに行っており、維持管理に努めている。

防災設備・非常放送設備は年 2 回、契約業者による点検を行い、「消防法」等法令に基づいた維持・運用・管理を行っている。

時間外、休日は防犯のため全館警備システムを導入しており、教職員はセキュリティカードで入館することとしている。また、業務時間内は警備会社に巡回警備を委託している。

電気設備については、中部電気保安協会による 2 ヶ月ごとの巡回点検、年 1 回の定期点検を実施している。また、漏電監視装置により異常の早期発見に努めている。

上水道は、平成 12 (2000) 年に公共下水切替工事を行い、静岡市下水道本管に接続した。

学内美化については、清掃業務は専門業者へ委託し、快適な環境の維持に努めている。

ごみ処理は専用の倉庫に集積し、収集処理業者に週 2 回定期回収を依頼している。大型ごみや産業廃棄物等は適宜回収を依頼している。

対外者の施設利用について、学生の利便性を図れる内容のものについては有料で使用を認めている。なお、各種試験で本学から依頼したもの、公共性の高いものについては無料で使用を認めている。

4) 学生寮 該当なし

5) 図書館

静岡英和学院大学付属図書館は、学生の学習研究支援および学生への教育支援を中心理念としており、学生の学びの場として明るく居心地の良い空間を提供するように努めている。蔵書数は、基本図書から専門書まで、図書 103,595 冊、雑誌 134 タイトル、視聴覚資料 3,527 点を揃えている。学生の学習活動のために様々な用途に利用できる研究個室・グループ学習室・セミナー室等があり、広く学生に利用されている。

通常の開館時間は、月～金：8：45～17：55、土曜日：8：45～15：50、であり、いずれも授業時間の前後に余裕を持たせ（8 時 50 分始業、17 時 40 分終業、土曜日は 12 時）、学生の勉学に配慮している。館外貸し出しは、図書 15 冊 2 週間、雑誌 3 冊 1 週間、視聴覚資料 2 点 3 日間、とし、1 回の貸出延長も認めている。

図書館からの情報発信手段として、大学ウェブサイトに「図書館」のページを設け、学内および学外者向けの利用案内を掲載している。また、学生に図書館と親しんでもらうために「図書館通信」を随時発行し、新着資料・展示・トピックスなどを紹介している。

外部との連携・協力関係としては、「日本図書館協会」への加盟に加え、「静岡県図書館協会」、「静岡県大学図書館協議会」にも加盟し、国内および県内図書館との協力関係を築

き、相互協力・情報交換・研修等に参加している。また、国立情報学研究所のNACSIS-CATおよびNACSIS-ILLに加盟し、文献複写依頼や図書借受の要望に応じている。国立国会図書館の図書館間貸出制度にも加入している。

学生への直接的利用案内として、入学時に図書館を身近に感じてもらうその後の日常の学習活動の中での利用アクセスを高めるために、新入生すべてを20人程度の小グループに分け、現場の見学と利用案内を行う図書館ツアーを実施している。また、各ゼミ向けのガイダンスとして、希望のあったゼミに対し、図書館利用法・資料の探し方（OPACの使い方から卒論の資料探索まで）・データベースの使い方などのガイダンスを行っている。

学生生活支援として、平成24(2012)年度より、学生生活全般・授業の受け方・レポート論文の書き方・パソコンの使い方等に関する大学生生活入門図書を収集・展示し、学生たちの授業や大学生活における戸惑いや悩みの解決の参考として利用してもらうよう図っている。

また、授業での使用指定図書のコーナーの設置や教員推薦本の展示を行い、教員の教育活動との連携を図っている。

図書等の貸し出しに関しては、図書は15冊まで2週間、雑誌は3冊まで1週間、視聴覚資料は2点まで3日間の貸出期間としている。実習や卒論などで、これ以上借りたい場合には、貸出制限を外している。また、本学に所蔵のない資料については、学生が利用できる他の図書館の所蔵を確認し、そちらを利用するように案内をしている。

卒業生には在学生と同等のサービスが受けられるようにしており、卒業生の職業人・社会人としての学習支援に貢献するとともに、開かれた地域の図書館としての役割を積極的に果たせるよう努めている。

6) 安全性

キャンパス内の校地、校舎等の施設設備は、総務課が日常的に維持管理を担当している。警備業務は外部に委託し、消防設備、放送設備、エレベータ、昇降機、自動ドア等については、専門業者に保守点検を委託して安全性の確保、快適な環境の保持に努めている。

耐震性については、昭和56(1981)年の新耐震基準に適合するべく従前の建物の耐震診断を実施し、診断結果に基づいて昭和62(1987)年に本館・北館・南館の耐震補強工事を実施した。

バリアフリーについては、スロープや手すり、階段昇降機や昇降リフトを設置することにより各棟へのアクセスの改善を実施している。また、新館には各階に多目的トイレ、障害者用トイレを設置しており、どんな方でも安全かつ快適に利用できるよう配慮している。

【資料 2-9-2】

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年5月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。【資料 2-9-3】

また、10月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。【資料 2-9-4】

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

本学では、授業に関して、大学設置基準第24条（授業を行う学生数）に則して、適切

に実施できている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 キャンパスガイド 第 21 章 キャンパス案内

【資料 2-9-2】 静岡英和学院大学 バリアフリー化計画

【資料 2-9-3】 2015 年度地震防災避難訓練実施要領

【資料 2-9-4】 2014 年度火災避難訓練実施要領

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学は限られた敷地面積のため建蔽率も上限に達している中で、現有施設を活用していく必要がある。現状では授業の数が多く、曜日時限によっては教室が不足しており、特に小教室 2 つ分に相当する教室定員 50～100 人程度の中規模の教室が不足している。そのため授業定員や教室配分、時間割に多分に工夫が必要となっている。今後は授業の数を整理する等により対処していく。

学生用ロッカーは不足しており、学生の要望に答えられず必要な人に行き渡っていない。さらなる整備を検討していく。

学内には無線 LAN 環境が未整備の教室が多数残っており、授業でのインターネットの利用に制限がある。今後は全ての教室に無線 LAN 環境を整備していく。

学生個人所有のスマートホンを授業内で使用する授業が増えている。また新学務システムでは学生用ポータルを予定しており、学生が個人所有の情報端末を大学の用事で使う機会が今後さらに増大するため、学生が学内で無料で使える Wifi 環境を早急に整備していく。

新館は 2008 年に整備されたが、旧来の教室の AV 機器は更新されずにきたため、著しく老朽化している。今後早急に AV 機器を更新していく。

2008 年に整備した新館も、その後の ICT の進歩や著作権保護の厳格化に伴い ICT 規格が変更され、それに対応できていないため、最新の PC や AV 機器が接続できない、使用できない環境となっている。新館についても段階的に AV 機器を更新していく。

大学改革の一環として、アクティブラーニングの普及と自主的な学びのスペース確保という視点から、ラーニングコモンズやラーニングスペース、コミュニケーションスペースの設置について検討していく。

災害時等の危機対応については「危機管理マニュアル」等の整備を急ぐ。

【基準 2 の自己評価】

人間社会学科、コミュニティ福祉学科ともに入学定員、収容定員ともに満たせていないが、学科の特性に合わせた多様な入学試験を実施しており、入学者選抜の検討・実施体制は適切な運営を行っている。入学定員確保には最早入試改革では限界となっており、教授法の改善などにより教育の充実に力を注ぎ、学生満足度を高めることで定員確保に結び付けるとしている。また、今後は 3 つのポリシーの見直しなどでアドミッションポリシーを明確化することで、入学者のミスマッチを防ぎ休・退学を減らしていく。

また CAP 制度や GPA 制度の導入による単位制度の実質化を図り、「学生による授業改善の

ためのアンケート」によるフィードバック等の取り組みを行っている。今後は3つのポリシーの見直しに伴い、カリキュラムポリシーを明確化し、カリキュラムツリーやナンバリングにより、学生にとって自身の目的に沿って分かりやすい科目配置としていく。

留学生センターでは日本人学生によるSAを使い、外国人留学生に対する学習サポートを実施しているが、日本人学生や障害学生に対するサポートには至っていない。退学に至る恐れのある学生にはゼミ担当教員が対応する制度となっており一定の成果を上げているが、後手に回ることも多く、早期発見のための対策を検討していく。

単位認定、卒業認定については、その要件を「学則」で定め、「履修要項」やオリエンテーション等で学生に周知している。

カリキュラム内のキャリア教育とカリキュラム外の講座を連携し、学生個々のニーズに応じたキャリアガイダンスを展開している。また就職活動直前に業界勉強会と称して県内企業20社程度の参加を得てキャリア形成の機会を与えている。教育や講座等実施のために就職支援体制を充実させ、教職員協働での取り組みを強化している。

授業アンケートや卒業生への満足度調査の実施を通して、学生の状況やニーズの把握に努め、授業公開の実施も併せて、フィードバックを行っている。

学生生活支援のための適切な体制が構築されており、必要なサービスを実施している。また留学生については留学生センターにて学習面、生活面その他の支援を実施している。ただ日本人学生や障害学生に対しては明確な担当組織がなく、今後の構築が期待される経済的な理由での学業継続困難学生に対しては、本学独自の学費減免制度を用意、授業料等学費の分納・延納による柔軟な対応を実施している。

教育環境は適切に管理されているが、新館以外の教室設備の老朽化が進んでいる。学内バリアフリー化は各棟各階へのアクセス改善が進んでいる。防災訓練も年2回実施し、教育環境の安全性の確保も適切に実施されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

静岡英和学院大学の設置者である学校法人静岡英和女学院は、「学校法人静岡英和女学院 寄附行為」第 3 条において、法人の目的を「キリスト教の精神に基づいて教育基本法、学校教育法に従い、この法人は学校教育を行うことを目的とする。」と明確に定めている。【資料 3-1-1】

第一に、本学院は、この規定を遵守し、諸法の趣旨に従い、堅実に経営を行っている。第二に、私学として、建学の精神であるキリスト教主義による「愛と奉仕の実践」を通して、人のため、社会のために生き、働くことのできる人間を育む教育を尊重し、私立学校としての自主性を確立している。

これにより、私立学校としての独自性を確保しつつ、普遍的に継承すべきことと（変えてはならないもの）、社会の変化に対応すべく不断に見直すべきことを峻別し、併せて教育機関に求められる公共性を高めるために組織体制や諸規程を整備及び遵守し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を実現している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人静岡英和女学院 寄附行為」に規定された最終意思決定機関として「理事会」及び、その諮問機関として「評議員会」を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人事務局、(大学・短大部事務局)を置いて目的達成のための運営体制を整えている。【資料 3-1-2】

3-1-③ 学校教育法、私立大学法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と規定し、法令に基づいて設置・運営をすることを明示している。【資料 3-1-1】

学則や教授会規則等の各種規程には、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」等

の諸規定を反映させており、平成 26(2014)年度には学校教育法の改正に基づき、学則や教授会規則等の諸規程を改正した。【資料 3-1-3】

また、教育機関として必要なセクシュアルハラスメントの防止、個人情報保護、危機管理に関する諸規程も整備している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

全ての教職員は、「就業規則」に基づき、各法令等を反映させた各規程に基づき業務を執行しており、また、法令違反行為等を防止することを目的に「公益通報に関する規程」を設け、法令遵守に取り組んでいる。

また、学術研究上の不正行為防止のため、「公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定し、適正な研究が行われるよう取り組んでいる。【資料 3-1-6】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、節電対策として省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、デマンド監視システムを導入して電力の消費を常時監視し、電力消費を抑える対策を講じている、また、夏季の節電対策として、室温を 28 度に設定してクールビズを毎年実行している。【資料 3-1-7】

人権については、「個人情報の保護に関する規程」、「セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を設け、教職員一人一人に高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促している。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

防犯対策としては、午前 7 時から午後 10 時 30 分まで警備員を配置するとともに、24 時間の機械警備を行っている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設けて、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年 5 月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。【資料 3-1-12】

また、10 月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。【資料 3-1-13】

学生の健康管理については、毎年定期健康診断を実施するとともに、保健室を設置して、急病・外傷などの応急処置をするるとともに、健康相談を実施している。また、保健室が窓口となって、こころの悩みに対する専門家によりカウンセリングも実施している。

その他、社会情勢の変化により、様々な危機状況が生じているため、危機管理規程を設け、危機管理委員会による迅速な対応を行っており、必要に応じて検討・実行しており、学生が安心して教育を受けられる環境保全に努めている。【資料 3-1-5】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

財務情報は、学校法人のウェブサイトにも前年度との増減理由を経年比較表、財務比較表を用いて、わかりやすく公表するとともに、大学（総務課）に備え付け、閲覧に供している。【資料 3-1-14】

教育情報は、大学のウェブサイトにおいて、学部及び学科の名称、各学科のコース・モデルコース、学部・学科におけるアドミッション・ポリシー、シラバス、入試・入学情報、

就職実績、就職支援体制を公表している。また、学業・学生生活、施設案内等をウェブサイトにて公表している。【資料 3-1-15】

学生には、キャンパスガイドを配付して、学業や学生生活、奨学金、施設利用や各種手続き等を案内している。【資料 3-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-3】と同じ

【資料 3-1-2】 平成 27(2015)年度 法人組織図(【図 1-3-1】と同じ)

【資料 3-1-3】 理事会議案 (H27(2015)3 月 30 日開催)【資料 2-8-7】と同じ

【資料 3-1-4】 静岡英和女学院規程集目次【資料 F-10】と同じ

【資料 3-1-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程

【資料 3-1-6】 本学の公的研究費の不正使用防止に対する取組みについて

【資料 3-1-7】 2015 年度の節電対策について

【資料 3-1-8】 静岡英和女学院の個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-9】 静岡英和女学院セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程

【資料 3-1-10】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程

【資料 3-1-11】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱

【資料 3-1-12】 2015 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-3】に同じ

【資料 3-1-13】 2014 年度火災避難訓練実施要領【資料 2-9-4】に同じ

【資料 3-1-14】 静岡英和女学院ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.jp/>

【資料 3-1-15】 大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/>

【資料 3-1-16】 CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015【資料 F-5】【資料 1-1-4】【資料 1-3-4】と同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では平成 22 (2010) ~平成 26 (2014) 年度にわたる 5 か年の『経営改善計画』を理事会で計画立案を行った。経営改善計画では以下の目標を掲げている。

①教育研究活動のキャッシュフローの黒字化。②帰属収支差額の均衡。③短期借入なしでの期末繰越支払資金 5 億円。また、この目標の他、人件費比率 65%以内、人件費依存率 100%以内の 2 つの人件費目標を柱として改善計画を実行してきた。

財務計画は着実に実行されつつあったが、平成 24 (2012) 年度以降の入学者数は学校法人全体としての目標値を下回って推移しており、財務状況に厳しさが残る。しかし、抑制してきた施設、設備整備や平成 24 (2012) 年 8 月に示された中央教育審議会の答申「大学教育の質的転換」に伴う教学改革の取り組みを含めた新たな中期事業計画作詞に着手する。今後は、これらの計画策定等について、教学部門との連携を図りながら、時代に即応できる経営運営体制を維持しつつ、本学院を取り巻くステークホルダーに対する説明責任を果たしながら、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は3月、5月に定期理事会として年2回開催するほか、必要に応じ開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事、評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、「寄附行為」第12条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会は、本学院及び本学院が設置する各学校間の協調と効率的な学校運営を図り、日常業務の処理に当たるため、理事会の下に常任理事会を置き、一定事項の決定・処理について委任している。委任事項については、「寄附行為第の3」においてこれを定めている。監事は理事会、評議員会に必ず1人ないし2人が出席し、本学院の業務を監査している。

寄附行為では、理事定数は15ないし16人と定めている。私立学校法第38条に定める第1号理事「院長及び大学・短大部学長、中学・高校学校長、2人ないし3人」、第2号理事「評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任する者6人」、第3号理事「前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者7人（事務局長を含む）」となっている。また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任する時も同様とし、理事長の任期は4年としている。なお、平成26（2014）年4月に理事長が急逝したため、臨時理事会を開催し同年5月の定例理事会で新理事長を選任した。【資料 3-2-2】

平成26（2014）年度は7回の理事会が開催され、意思表示回答書提出による場合も含めた「みなし出席率」は94.8%（実出席率は87.5%）であった。理事各位に理解をいただき今後も出席率の更なる向上に努める。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることにしている。【資料 3-2-1】

過去4年間の理事の理事会への出席状況は【表 3-2-1】のとおりであり、概ね良好な出席状況で運営されている。

なお、平成27（2015）年5月1日現在では、第3号理事が2人欠員となっているため同年5月下旬の理事会で選任することとしている。

【表 3-2-1】理事の理事会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	年間出席率
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---	---	---
(2011年度)	出席状況	13人	14人	12人	12人	13人	---	---	85.3%
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---	---	---
(2012年度)	出席状況	13人	11人	14人	12人	---	---	---	87.7%
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---	---	---
(2013年度)	出席状況	14人	13人	14人	---	---	---	---	91.1%
平成26年度	月日	4月30日	5月26日	7月28日	10月6日	12月15日	2月2日	3月30日	---
(2014年度)	出席状況	12人	12人	13人	10人	13人	13人	11人	87.5%

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】学校法人静岡英和女学院 寄附行為(1～5 ページ)【資料 F-1】【資料 1-2-3】

【資料 3-1-1】と同じ

【資料 3-2-2】平成 26(2014)5 月理事会議事録

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

高等教育機関を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このような状況の中で、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。理事会では、各理事が積極的に学校運営に参画できるよう常任理事会での報告事項・協議事項についても、適宜、外部理事に報告していくこととする。また、多様な意見を取り入れることを目的に、理事会の諮問機関である評議員会から意見を聴取し、実現可能な事柄を取り込み大学改革につなげていきたいと考えている。実出席率向上のため1年間の開催日程の早期決定及び事前通知による周知を行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成 22(2010)年度より、学内に学長、副学長、学部長、各学科長、宗教主任、事務部の代表を委員とした「大学経営会議」(現在「経営会議」)を置き、中長期的な展望、学内の様々な重要事項、課題を協議し、学長の方針を示してきた。【資料 3-3-1】その後、教授

会、評議会で審議するといった学長を中心にした意思決定が行われている。平成 27(2015)年度からは、平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法の第 9 2 条第 3 項に定められているとおり、学則において、「学長は本学を代表し、校務をつかさどること」とし、学長が校務全般に関する最終決定権を有していることを明確にしたほか、同じく学校教育法第 9 3 条第 2 項、第 3 項に則り、教授会規則においても、学長の最終決定権を担保するため、教授会の審議事項を明確に定めた。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

以下に、教育・研究組織における主な運営体の役割について述べる。

a) 評議会

評議会は大学学則第 8 条に規定されており、大学の管理運営に関する重要事項を審議するための機関である。この評議会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、主要委員会委員長、各学科から選出された者 1 名、宗教主任、事務部長が構成員となり、事務部門から学長室長、総務課長、学務課長、入試・広報課長、キャリア支援課長が陪席し、大学全体の意見が反映された審議が行われている。同一キャンパス内にある静岡英和学院大学短期大学部と連絡連携を図る場にもなっているため、両大学に関わるだけでなく、大学あるいは短期大学部だけに係る案件の審議が行われる。いっぽうの大学に係る案件の協議には、その所属以外の構成員は外部委員としての立場で審議に参加している。

評議会は、原則、奇数月に 1 回開催している。【資料 3-3-4】

b) 教授会

教授会は、大学学則第 9 条に規定されており、教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、原則月 1 回開催している。

平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法第 9 3 条第 2 項、第 3 項に則り、教授会規則においても、学長の最終決定権を担保するため、教授会の審議事項を明確に定め、教授会規則第 4 条に規定した。【資料 3-3-3】

c) 経営会議

経営会議は、大学学則第 8 条の 2 に規定されており、学長、副学長、学部長、短期大学部部長、各学科長、宗教主任、事務部長、学長室長で構成され、月に 1 回開催されている。教学上の重要事項を審議し、学長の方針を示す場となっている。【資料 3-3-1】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学学則に則り大学を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長は大学の経営会議での学内の教学部門や事務部門の代表との協議や、教授会や大学評議会での協議を通じて、意見等を調整しながら業務を遂行している。また、学長が責任をもって大学運営を行うにあたり、補佐体制として、副学長、事務部長、事務部学長室を置き、大学に意思決定と業務執行のリーダーシップを果たしている。

また、本年度からは、学内の教育改革に取り組む教員又は組織を財政的に支援するため

の学内教育改革に係る取り組み(「教育改革推進事業」)を学長裁量費として予算化し、学長を中心にした教育改革を押し進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

【資料1-3-13】 と同じ

【資料3-3-2】 静岡英和学院大学 学則【資料F-3】 【資料1-1-1】 【資料1-2-1】 と同じ

【資料3-3-3】 静岡英和学院大学教授会規則【資料1-3-11】 と同じ

【資料3-3-4】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料1-3-12】 と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のように規模の小さな大学においては、各委員会での役割は重要であるが、教職員が一人何役も委員として担うことになり、負担が大きいことが問題である。学長のリーダーシップのもと、機動的でかつ効率的な意思決定プロセスを構築できる組織を常に点検をしながら、権限と責任が明確な大学運営を目指している

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学院では、日常業務を迅速かつ円滑に執行するため、理事長及び教職員である理事により組織する常任理事会を設置し、原則として毎月1回開催している。

常任理事会には、大学から学長、人間社会学部学部長及び短大部長がメンバーとして参加しており、大学の意思を反映できる体制になっている。また、学長、人間社会学部学部長及び短大部長は評議会のメンバーであり、人間社会学部学部長は教授会(大学)の議長であることから、評議会の意思決定過程や教授会での審議過程を法人の意思決定に反映させる体制となっている。【資料 3-4-1】

評議会は、学部長、短大部長、大学・短大の各学科長、学生部長、教務部長、入試・広報委員長、就職委員長等がメンバーとなっており、大学及び短期大学部の事案等についても審議・報告されており、部門間のコミュニケーションが図られている。

また、評議会では学内理事である学部長及び短大部長から理事会及び常任理事会の審議状況の報告が行われており、理事会の決定事項の周知が図られている。【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学院のカバナンスとして、監事は寄附行為で定数 2 人とし、「監事は、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の内から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。平成 27 (2015) 年 5 月現在、外部から非常勤 2 人の監事が就任している。監事の任期は 4 年となっている。【資料 3-4-1】

本学院は小規模な学校法人であり監査室の設置は困難であることから法人事務局の経理課が監事の業務を支援している。監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、評議員会には必ず 1 人は参加するようにし、必要な場合は意見を述べている。

毎年 5 月に行う監事監査では、理事長、学長、副学長、校長、事務局長等から前年度の事業報告と決算報告を行い、これに対して監事からの質問に答え、意見が出された点には改善を図ることとしている。また、監事監査の終了後に、監事と公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。【資料 3-4-2】

過去 4 年間の監事 2 人の理事会への出席状況【表 3-4-1】のとおりであり、監事が不在であった理事会は、平成 25(2013)年度第 3 回である。

【表 3-4-1】 監事の理事会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---	---
(2011年度)	出席状況	2人	2人	1人	1人	2人	---	---
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---	---
(2012年度)	出席状況	2人	2人	2人	1人	---	---	---
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---	---
(2013年度)	出席状況	2人	2人	0人	---	---	---	---
平成26年度	月日	4月30日	5月26日	7月28日	10月6日	12月15日	2月2日	3月30日
(2014年度)	出席状況	2人	2人	1人	1人	2人	1人	2人

評議員会は、寄附行為で「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。

評議員の定数は 31 人ないし 33 人であり、第 1 号評議員「院長及びこの法人が設置する学校の長である者 2 人ないし 3 人」、第 2 号評議員「法人事務局の事務局長 1 人」、第 3 号評議員「在日キリスト教宣教師又は日本基督教団の教職である者のうちから理事会において選任した者 2 人」、第 4 号評議員「この法人の設置する学校の教職員であって、理事会において選任した者 8 人」、第 5 号評議員「この法人の設置する学校、又はその前身校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人」、第 6 号

評議員「この法人の理事のうちから、理事会において選任した者 5 人」、第 7 号評議員「この法人の教育に理解があり、協力する者のうちから、理事会において選任した者 5 人ないし 6 人」、第 8 号評議員「この法人の設置する学校の学院維持協力会、大学後援会及び高等学校・中学校 P T A のそれぞれの役員のうちから理事会において選任した者 4 人」と規定している。

評議員会の議長は、評議員において選任され、会の進行等を行っている。

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在の評議員数は、第 1 号評議員 2 人、第 2 号評議員 1 人、第 3 号評議員 2 人、第 4 号評議員 8 人、第 5 号評議員 4 人、第 6 号評議員 3 人 (欠員 2 人)、第 7 号評議員 5 人、第 8 号評議員 4 人の合計 29 人 (欠員 2 人) であり、任期は 4 年である。【資料 3-4-2】

欠員 2 人については、5 月下旬の理事会で選任することとしている。

過去 4 年間の評議員の評議会への出席状況は【表 3-4-2】のとおりであり、70~80%程度の出席状況で運営されている。評議員には、評議会の重要性を理解いただき実出席率の向上に努めていく。

【表 3-4-2】 評議員の評議会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	年 間 出席率
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---
(2011年度)	出席状況	22人	28人	21人	23人	26人	76.4%
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---
(2012年度)	出席状況	22人	24人	27人	25人	---	81.7%
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---
(2013年度)	出席状況	24人	22人	25人	---	---	77.2%
平成26年度	月日	5月26日	10月6日	12月15日	3月30日	---	---
(2014年度)	出席状況	22人	19人	23人	22人	---	73.5%

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

現理事長は理事会をまとめる他、学長として評議会にも参加して本学院の経営にリーダーシップを発揮している。

また、年 1 回発行する学内報「メイプル通信」により、理事長から学院の現況についてメッセージを発信している。【資料 3-4-4】

短期大学部は、短期大学部部長が常任理事を兼任し、学長、また同じく常任理事である人間社会学部長と連絡を取り合いながら、短期大学部の運営にあたっている。その際、理事会での審議内容は評議会において学内に共有され、各部局において適切に対応している。

また、短期大学部各学科からの人事、学則改正などの提案事項は、短期大学部諸委員会、各学科会での検討を経て教授会の議題となり、そこで可決された上で大学評議会での審議を経て、理事会に提出される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-3】【資料 3-1-1】
【資料 3-2-1】と同じ

【資料 3-4-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料 1-3-12】【資料 3-3-4】と同じ

【資料 3-4-3】 大学評議会次第（2015年3月開催）

【資料 3-4-4】 広報誌 MAPLE 通信【資料 1-3-5】と同じ

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本学院の教学改革を進めるためには、管理部門と教学部門の連携・協働が不可欠であり、現在設置している各種委員会等の機能をさらに活性化させ、合理的かつ効果的に新たな企画案や問題解決を図っていく。また、教職員一人ひとりが関連法令や規程等学内の仕組みを理解することにより、本学院全体のガバナンスをより一層高めることが可能となる。そのための教育及び啓発活動を積極的に行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

組織体制については、「事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、効率的、効果的に遂行することができる組織としており、業務遂行のため各部署が果たす役割も明確にしている。また、教学の委員会等の所管課等を定め、事務部門と教学の連携を図っている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

各組織の名称、所管業務及び所管委員会等は次の表のとおりである。

組 織 名	所 管 業 務	所管会議・委員会
学長室	学長等の秘書業務及び大学の将来構想・評価に関する業務	経営会議
総務課	総務及び経理に関する業務	評議会、教授会、危機管理委員会
学事課	学生に関する業務及び教務に関する業務	学生委員会、学務委員会
キャリア支援課	学生の就職に関する業務	就職委員会
入試・広報課	入試及広報に関する業務	入試・広報委員会
図書館事務室	図書館に関する業務	図書委員会

各部門における職員の適正数については検討を行い、これに基づき専任職員、非常勤職員等の採用、削減、配置を行っていく。

また、職員の採用、承認、昇格、異動については、常任理事会、理事会の承認を得て適正に実施している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学院の管理部門の業務は、法人事務局と大学総務課が担っている。事務局長は寄附行為第6条に定める職制上の理事であり、事務局を統括し本学院の管理部門としての企画立案、問題解決等を行っている。事務局長は大学・短大部の事務についても統括調整している。大学事務部総務課は、大学の人事・予算・経理を所管しているが、最終的な決裁は法人事務局を経て理事長が行う体制となっており、法人事務局と一体的な管理体制となっている。【資料 3-5-3】

また、管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日の前週木曜日に持っている。事務運営上に関する事項についての協議の他、情報の共有を図り円滑な運営を行っている。【資料 3-5-4】

大学の最終的な意思決定機関である評議会には事務部長が構成員となっており、また、本学の経営・運営等について審議する経営会議には事務部長及び学長室長が構成員となっている。【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】

さらに、各課室が所管会議・委員会の庶務を行っており、教学部門と事務部門が緊密な連携を図り業務執行に当たっている。【資料 3-5-7】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学院では、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、研修会等への積極的な取り組み、支援を行っている。具体的には、毎年度、当初予算に研修費を計上し、職員は自己啓発のために研修会参加費や資料購入などの費用に利用している。

学内のSD研修では、平成27(2015)年度には学長事務室長による大学教育に求められる課題に関する講義、総務課長による基本的な事務執行に関する講義のほか、各課室長等によるそれぞれの課室等の業務概要や課題の説明を行い、大学における業務内容や課題の共

通理解を図っている。また、SD研修に併せて、各課室における事務改善会議を開催し、より良い業務執行のための検討を行っている。【資料 3-5-8】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-5-1】 静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程 【資料 1-3-8】 と同じ
- 【資料 3-5-2】 学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表
- 【資料 3-5-3】 学校法人静岡英和女学院寄附行為 【資料 F-1】【資料 1-2-3】【資料 3-1-1】
【資料 3-2-1】【資料 3-4-1】 と同じ
- 【資料 3-5-4】 平成 26（2014）年度 事務職員連絡会議 開催状況表
- 【資料 3-5-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料 1-3-12】 と同じ
- 【資料 3-5-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
【資料 1-3-13】 と同じ
- 【資料 3-5-7】 学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表 【資料 3-5-2】 と同じ
- 【資料 3-5-8】 平成 27 年度事務職員研修計画

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

複雑化している社会のニーズに対応した教学改革を進める上で、高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であり、教員と協働し改革に当たる必要がある。多様な学生に対して一定の学修成果を上げるためには、教員には自らの専門領域以外への理解、事務職員には教育としての視点からの支援や対応が求められ、双方ともにいっそうの努力が必要である。

情報収集と活用の点では、文教政策を注視し、本学院の特色をより活かす社会や教育界の最新情報、高等教育機関や本学院に求められる課題を、教員、事務職員全体で共有するとともに、個々の問題提起能力や課題解決能力の向上に努める。

そのためにも、次世代を担うリーダーの育成が急務であり、研修・指導を含め組織的な取り組みを強化する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21（2009）年度に十分な学生数を確保できなかったため、本学院は財政危機に陥

った。そこで、平成 21 (2009) 年度から経営改善を目的として、日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導を受けながら、平成 22 (2010) 年度に平成 26 (2014) 年度までの 5 か年間で、単年度の教育活動のキャッシュフローの黒字化と帰属収支差額均衡等を目標とした教学改革を含む中期事業計画（経営改善計画）を策定した。【資料 3-6-1】

平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度はおおよそ計画どおり進捗したが、平成 24 (2012) 年度は学生生徒募集について当初計画を大きく下回った。しかしながら、平成 24 (2012) 年度から新給与制度への移行や各種諸手当の見直しを実施したこと等により財務的計画は達成することができた。平成 25 (2013) 年度以降も入学者数は引き続き計画を下回っているが単年度の財務的計画は達成されているので、入学者数の確保に向け募集活動の改善等を図っていく。【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

教職員に対しては、本学院の常任理事会、評議会、事務職員連絡会議等で協議、報告された内容を各学校の会議で説明を行うことで入学者確保を目指すことの周知が図られている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

客観的に見て、いまだ安定した財務基盤の確立の途上である。平成 21 (2009) は法人全体の帰属収支差額は 3 億 6,000 万円の支出超過であり、人件費比率も高かったが、平成 22 (2010) 年度からの中期事業計画（経営改善計画）により財務状況は順調に改善が進み、平成 23 (2011) 年度以降は新規の借入金を起こしていない。【資料 3-6-4】

学生・生徒募集については、平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度は、大学、短大部の入学者を合わせてほぼ入学定員数を確保したが、平成 24 (2012) 年度以降は目標とする入学者数を確保できずにいる。しかし、平成 27 (2015) 年度に大学の人間社会学科が入学者数を大きく回復させており、大学の食物学科も近年は安定して入学定員を満たしていることから、目標達成に向けさらに努力していく。

今後は、安定した財務基盤確立のために、第 2 クール(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)の中長期計画を早急に作成し、経営の安定化に努める。

また、安定した教育研究活動を継続し、経営基盤を強化するには外部資金の確保が必要となる。学生等納付金収入以外の科学研究費補助の増額や、その他各種団体補助金、地方公共団体からの補助金を獲得するため、学内における公募説明会の開催、補助金獲得のための情報収集を積極的に行っている。

寄附金事業については、各学校の教育研究環境の整備、学生生徒の奨学支援等、さらに教育体制を継続して充実することを目的とした基金を設けている。大学・短大部には「大学施設設備整備基金」【資料 3-6-5】、中学・高校には「校舎改築募金（英和会）」がある他、用途を特定せずに受け入れる法人全体での「かえで基金」【資料 3-6-6】がある。寄附金の受け入れ状況は「募金納入状況報告書（平成 26 (2014) 年度末）」のとおりである。【資料 3-6-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 学校法人静岡英和女学院経営改善計画平成 22(2010)年度～平成 26(2014)

年度

【資料 3-6-2】 入学定員充足率の推移表

【資料 3-6-3】 平成 27(2015)年度事業計画書

【資料 3-6-4】 平成 26(2014)年度計算書類

【資料 3-6-5】 大学施設設備整備基金

【資料 3-6-6】 かえで基金設置要綱

【資料 3-6-7】 募金納入状況報告書(平成 26(2014)年度末)

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画に基づく目標を堅持し、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行っていく。また、引き続き業務効率化による経費の圧縮と外部資金の獲得を推し進める。何よりも地域、社会の課題に重点をおいた取組みを推進し、地域の地の拠点となりうる高等教育機関として、教学改革と充実した教育支援、地域貢献等を行っていく。そのためにも、安定した財務基盤を整備しつつ、適切な財政運営を図っていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院は、学校法人会計基準及び「静岡英和女学院経理規程」に則り、法人及び大学総務課等で会計処理がなされている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時、担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点があれば、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に問い合わせ指導、助言を受けている。【資料 3-7-1】

会計システムの目的別予算を利用し、予算管理を行っている。また、予算執行状況については四半期ごとに常任理事会へ報告し適切な執行管理がされているかを検証している。予算外支出については、部門内予算流用または予備費の支出により対応している。予備費については、毎年、予算上で「予備費（平成 27（2015）年度は 2,000 万円）」を計上し、予備費使用については理事長の承認を得てから執行することとなっている。予算外支出における予備費使用については、計上した予算内であることから、平成 26（2014）年度は補正予算を組む必要がない状況であった。【資料 3-7-2】

資金運用については、「資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催し審議結果を常任理事会に報告している。【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立監査人により私立学校振興助成法第14条第3号の規定に基づく監査を受けており、会計処理は適正になされている。

平成26(2014)年度の会計監査では、2人の公認会計士と4人の補助者によって、延べ27人で年間5日間実施された。【資料3-7-5】監査は、当該年度の監査計画の説明から始まり、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による業務監査でも同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-7-1】学校法人静岡英和女学院 経理規程

【資料3-7-2】平成26(2014)年度予備費申請一覧

【資料3-7-3】学校法人静岡英和女学院資金運用規程

【資料3-7-4】平成26(2014)年度資金運用について

【資料3-7-5】平成26(2014)年度会計監査日程と業務分担表

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

独立監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、独立監査人の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかなどおり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力、資質の向上を含め、今後もさらなる改善と体制強化を目指し努力する。

【基準3の自己評価】

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度ごとの事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事による監査、独立監査人による監査、ガバナンスの強化を図っている。

事務職員の能力、資質向上として「学内SD研修会」実施をはじめ、学外での研修会にも参加している。

環境問題、社会不安等に対処するための各種対策を講じており、節電、省エネルギー対策の実施、安全対策等を行っている。

財務基盤の安定化については、人件費と経費の適正な予算を確保しつつ、教育研究活動のキャッシュフローの黒字化と帰属収支差額均衡を引き続き満たしていくとともに、課題である入学者の確保に向けて経営改善計画に記した施策を実施していく。

また、学院として将来の教育ビジョンに向けて中期・長期計画を策定していく。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、また、独立監査人の監査を受け適正に実施されている。

上記のように、本学院の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、経営改善計画を策定し適正な組織、監査体制、会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価について、大学学則第 2 条では「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。【資料 4-1-1】さらに本規定に基づき「静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程」【資料 4-1-2】を制定し、また当規程の第 6 条に基づき、「静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」【資料 4-1-3】を設置して、自己点検及び評価を組織的に行っている。また、平成 27(2015)年度からは、大学教授会で「静岡英和学院大学の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について」【資料 4-1-4】において具体的に定めたため、その決定事項に即して、自己点検・評価報告書を、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に準じて作成し、公表することを明確にして、PDCA として実質的で組織的なものとしている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価実施委員会は、自主的に・自律的に自己点検・評価作業を行いその報告書を作成している。自己点検・評価実施委員会は、学長が委員長となり、副学長、学部長、学科長、宗教主任、図書館長、学生募集、教務部長、事務部長等で構成され、適切な自己点検・評価を行うことができる体制となっている。

自己点検・評価を PDCA として実質的に機能させるため、平成 26(2014)年度に自己点検・実施委員会を開催し、今後の進め方への学内意識の共通理解をし、平成 27(2015)年度には、自己点検・評価を年度内に実施することを明確にし、早期に改善点を見つけ、来年度に向け対応をすることを定めること、また、その自己点検・評価の実施体制についても見直しを行い、適切な体制を整備した。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の具体的な活動は、前回、大学機関別認証評価を公益財団法人日本高等教育評価機構で受審した平成 22(2010)年度であった。

一方、併設する短期大学部も平成 22(2010)年度に財団法人短期大学基準協会より受審した。

こうしたことから、事務局は大学・短期大学部で相違する双方のエビデンスデータを作

成しており、その事務業務量に多大な時間を費やしていた。そこで、平成 27(2015)年度の自己点検・評価実施委員会では、大学と短期大学部の合同で会議を開催し、自己点検・評価の実質的な運用を強化するために、短期大学部の大学機関別認証評価も、それまでの財団法人短期大学基準協会から公益財団法人日本高等教育評価機構に変更し、大学の認証評価の際に短期大学部も同時に受審することや、自己点検評価の実施周期を明確に 5 年とすること、さらに次回の大学機関別認証評価を平成 29(2017)年度とすることなど、自己点検・評価の具体的な事柄を明確に取り決め、これらは、大学と短期大学部の各教授会でも承認された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 静岡英和学院大学 学則(1 ページ)【資料 F-2】と同じ

【資料 4-1-2】 静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程

【資料 4-1-3】 静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

【資料 4-1-4】 静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学に対する社会からの要請や期待に応えるため、本学の建学の精神に基づき、大学の使命及び教育目的に沿って、自己点検・評価を適切に実施し、教育研究水準の維持向上を目指す。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学のエビデンスは、現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいて様々な問題点や課題を見出すなど、評価点検の根拠として活用しており、改善すべき検討事項を明らかにすることを通じて、客観性の高いエビデンスを透明性の高い自己点検・評価を実施していると判断できる。

日本高等教育評価機構によるエビデンスデータ集を作成し、客観性の高い自己点検評価を行っている。完成した報告書については、インターネット上の学内教職員掲示板で、教職員に公表した上で、自己点検・評価実施委員会において、記載内容の確認が行われたのちに、本学ウェブサイトに掲載し公表の予定である。

【資料 4-2-1】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、各種データを一元的に取り扱う部署は設けず、現状把握のために各部門が適切に必要な情報を収集して、それらを各委員会等で報告する形であったが、平成 27 年度から IR 委員会を設置し、様々なデータを収集・整理・分析する体制を置いた。ここでは、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質向上のため、PDCA サイクルを活用し、本学の教育研究活動の推進を図ることが求められている。

入学志願者の調査、新入生に対する調査、学生による授業評価アンケートや学生の満足度・達成度調査など、現状把握のために収集されたデータは、自己点検・評価の客観的根拠となっている。

【資料 4-2-2】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、自己点検・評価活動の結果を「自己点検報告書」としてまとめ、インターネット上の学内教職員掲示板での学内共有を図るとともに、大学ウェブサイトにも掲載し社会へ公表している。【資料 4-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 本学ウェブサイト 教職員掲示板ページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html>

【資料 4-2-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR (Institutional Research) を大学のミッションとその実現のための手段としての情報収集と分析と捉え、その様々なデータを収集・整理・分析する体制を組み合わせ、教育の質の向上を実現するため、平成 27(2015)年度、学内に IR 委員会を設置した。今後は、この委員会を通じて、全学的な取り組みと各学部、学科、委員会等が独自に検討する項目から集められたデータを分析し、学内の PDCA サイクルを活用しながら、最終的に教育の質保証を目指していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3 の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価のサイクルの仕組みを確立し機能させることが重要であると考えている。具体的には、平成

27(2015)年度から、中長期計画及び毎年度の事業計画に基づき、自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書にまとめ、そこで改善・向上が必要な事項を明らかにし、それらの項目を、自己点検・評価実施委員会において整理し、教授会に報告するとともに、改善・対応策が必要な各部門は、直ちに改善に向けた取り組みを検討し、対応する予定である。このように、本学では組織全体の取り組みとして自己点検・評価が機能している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度最初に開催した自己点検・評価実施委員会では、大学の自主的な質の保証のために自己点検・評価を実施することを明確にしたほか、PDCA サイクルを取組んだ組織的なものとするため、自己点検・評価実施委員会を中心に、そのもとで小委員会を設けて『自己点検評価書』を作成する体制も具体的に整備した。今後は、自己点検・評価の実施による改革活動を PDCA サイクルに対応して展開するために、自己点検・評価実施委員会において、問題提起された諸課題や改革案について、積極的に検討を行い、学長を中心にした経営会議へ提案していく体制を明確にし、一層の改善・改革を推進していく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、教育活動の質保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に適切に実施する仕組みを明確にしている。

このために、現状把握に必要な調査や基礎データ及び資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果は、社会に公表することも明確にした。

教育研究組織が相互に有機的に連携したものとなっており、教育研究の改善と向上に結びつく仕組みが構築されている。このように、自らの自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立していることで、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

本学は「愛と奉仕」を建学の精神として掲げているが、その前身である静岡英和女学院短期大学より、情操教育、知性教育、実践教育を通じて、建学の精神の実現を目指す教育活動を推進してきた。平成14(2002)年の4年制大学創設に伴い、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取り組んできている。

ボランティアセンターの活動は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員による組織「ボランティア委員会」およびボランティアコーディネーターが事業計画を立て、その具体的な実施にあたっては学生スタッフの立場で主体的に関わる学生たちの参画を得て企画・運営を行い、学内における取り組みとともに地域貢献に繋がる個人やグループの活動を積極的に支援している。

【資料A-1-1】

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

ボランティア活動の拠点として、学内に設置されたボランティアセンターには、ボランティアコーディネーターが常駐し、常に教員が組織するボランティア委員会とともに、学生主体のボランティア活動を支援している。

活動推進に関わる取り組みと、本センターが支援する学生主体のボランティア活動の取り組みの詳細、およびその他の取り組みについては、以下の通りである。

《ボランティアセンターの活動推進に関わる取り組み》

1) 活動の情報提供・調整

地域から寄せられる情報を学内掲示やチラシ・ウェブサイト等を通じて広報し、また教員の協力を得て授業やゼミで呼びかけるなど、様々な形で発信している。

2) 活動の広報・啓発

「ボランティア募合同説明会」や静岡県ボランティア協会による「サマーショートボランティア小冊子」の配布により、学生たちの関心を高めたり、ボランティア活動に参加しやすい環境作りなどを行っている。

【資料A-1-2】

大学祭「楓祭」では「ボランティア展」を設け、グループ活動を紹介する展示をし、地域の福祉施設・団体（ウィングハート、ワーク薬師、ベンチタイム、フォルテあしくぼ、穴原荘等）の方々に自主製品の販売や広報の場として活用していただき、学生、教職員だけでなく来場された一般の方々に向けても広く学生や地域の取り組みを伝え啓発に繋げている。2014年11月の学園祭では「生命のメッセージ展」を開催し、突然の事故や事件に巻き込まれて亡くなれた若者たちの遺品を展示し、生命や人と人との繋がりについて考える機会として、また被害に遭われた方々やそのご遺族に対しての支援活動に協力することを目的として開催した。

学生の様々な取り組みの様子については、参加学生の意欲の向上や一般学生の関心が向くようブログを通じて随時紹介している。

3) 個人・グループへの支援・相談受付

個人の参加に向けての相談やグループ立ち上げの支援、活動を軌道に乗せ継続していく上での支援、またグループ同士のネットワーク作りなどを行っている。

年度末には「ボランティア交流報告会」を開催し、活動の振り返りや他の活動者との情報交換や交流を行うことで、更なる活動の充実や広がりを目指している。

4) 学習・研修機会の提供

学習・研修会として「ぼらんていあ・ランチセミナー」と「ボランティア講演会」がある。ボランティア講演会では、地域で活躍されている様々な分野の施設や団体の方々を招き、学生たちが思いや願いなどを身近に伺い深く知る機会を作り、その後の繋がりが生まれることを願って開催している。ランチセミナーに「フードバンク」鈴木和樹氏（NPO法人 フードバンクふじのくに事務局次長）を招き、ボランティア講演会に「補助犬支援センター」川口氏や「いのちの電話」黒沼氏を招聘した。

【資料A-1-3】 【資料A-1-4】

5) 活動参加プログラムの創出

平成27(2015)年度は大学の地域貢献活動の一環として、また学生自身が大学および大学周辺に目を向け身近な環境に関心を持てるような機会としてエコウォークと「英和ECO大作戦」を実施した。第1～3回（5、7、12月）は約3キロの通学路及び周辺道路を清掃し、10月にはECO大作戦として近隣池田山団地の地域住民と共に公園清掃を行った。

【資料A-1-5】 【資料A-1-6】

《難民支援及び災害時支援の取り組み》

1) ブルンジ難民支援のための物資の収集活動

「ブルンジ難民支援の会」で活動されるルーテル菊川教会牧師夫妻のお話を伺ったことをきっかけに、平成17(2005)年に学内で難民支援のための物資の提供を呼び掛け収集活動が始まった。当初は宗教委員会主体で行っていた活動を、平成21(2009)年度からは学生グループ「絵本を贈る会」が引継ぎ、衣類や楽器の提供及び送料カンパを「チャペル・アッセンブリー・アワー」や授業を通じて広く呼び掛け、物資受け付け・梱包作業などを担っている。2015年は、138点の物資（ダンボール3箱分）と、18,420 円の送料

支援を行うことができた。

【資料A-1-7】

2) 災害時の募金活動

国内外で大災害が発生した際には、学生スタッフが中心となり、随時募金活動に取り組んでいる。本学には、多くの外国人留学生が在籍していることから、自国の被災者支援のためにと、外国人留学生自ら募金の呼びかけを行う動きもあり、礼拝時や校舎の出入り口等で呼びかけを行い、集められた募金は、現地で支援活動を行う日本赤十字社や赤い羽根協同募金、NGO、被災学生家族などに届けている。

これまで、国内では東日本大震災や口永良部島新岳噴火災害海外ではセルビア洪水やエボラ出血熱感染やネパール大地震などの地震や緊急医療支援などの被災地支援に取り組んでいる。

3) ボランティア活動を実践する各グループ（サークル活動を含む）による活動

学生たちは、学内学外でグループを形成し、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいる。

「絵本を贈る会」は、「絵本を届ける運動」を主催するNGOを通してアジアの国々に絵本を届けている。施設の行事に模擬店を出店したりフェアトレード商品の販売で資金作りを行い、その資金で購入した絵本に現地語の訳語シールの貼り付け作業をしNGOに託している。平成15(2003)年から始まり、これまで309冊の絵本を贈ることができている。

「カラフルパンチ」は、音楽ボランティアサークルとして児童・高齢者・障害者等の施設を訪問したり、子育て支援を行う団体等の企画に協力し、手遊びやパネルシアター・音楽を取り入れた公演活動を行っている。継続的な公演依頼をして下さる団体もあり、地域からの期待は大きなものがある。また保育課程で学ぶメンバーにとっては実践の中から多くのことを学び取ることができている。

「メイプルハンズ」は、手話に興味のある学生が集まり、外部の手話教室のボランティアに参加し活動している。

以上のグループ以外にも、緑化活動、発達障害児・者や更生施設で生活する子どものキャンプ、24時間テレビ、被災地の子どもとの集い、福祉施設での余暇支援などで活動が続けられている。各グループの活動が継続していけるよう、学生自ら「ボランティア募集合同説明会」や「ボランティア展」「ボランティア交流報告会」で後輩たちに活動を伝えていくとともに、ボランティアセンターでもその取り組みを支えている。

【資料A-1-8】

《その他の取り組み》

1) 授業との連携

コミュニティ福祉学科の子育て支援事業「あちよぼ」や「はびねすEIWAカレッジ」で、実践的な場面を通して学びを深めるためボランティア体験学習を取り入れている。

【資料A-1-9】 【資料A-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会
規程

【資料 A-1-2】 ボランティア合同説明会 平成 27(2015)4 月 22 日

【資料 A-1-3】 平成 26(2014)年度ぼらんていあ・ランチセミナー

【資料 A-1-4】 平成 26(2014)ボランティア講演会

【資料 A-1-5】 ECO ウォーク

【資料 A-1-6】 平成 27(2015)年度英和 ECO 大作戦

【資料 A-1-7】 ブルンジ難民支援

【資料 A-1-8】 ボランティア交流報告会 2014

【資料 A-1-9】 学生による子育てぱま広場「みんなであちよぼ」

【資料 A-1-10】 はぴねす☆EIWA カレッジ 2014

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

ボランティア活動は、学生の自主性を重んじることが重要であり、学生に対する動機付けの観点が求められる。そのために、ボランティア活動内容を学生に周知し、内容を理解してもらうことが求められる。現在、ウェブサイトやブログあるいは、大学内の放送、毎週水曜日に行われている礼拝時間を利用して、情報提供を学生自らが行っているが、今後も継続して、より多くの情報提供の場を見つけ出して、活用していく予定である。

また、新たなボランティア活動の場を見つけ出すために、本学の学生主体のボランティア活動について、活動内容を地域社会により多く知らせていくことも重要であり、その効果的な方法について検討していく。

基準 B. 地域貢献

B-1 本学の教育研究活動の地域社会への貢献

《B-1 の視点》

B-1-① 本学の資源（シーズ）と地域の課題（ニーズ）

B-1-② 具体的諸活動

B-1-③ 連携のあり方

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 本学の資源（シーズ）と地域の課題（ニーズ）

本学人間社会学部の資源（シーズ）として、本学部が有する学問分野（心理、観光地域デザイン、経済経営、英語文化、日本語文化、社会福祉、保育幼児教育）による授業・ゼミ運営等、教育研究活動がある。一方、本学が位置する静岡市・静岡県は、少子高齢化・国際化・情報化が加速化される現代社会の中で、地域コミュニティの活性化が重要な課題となっている。University Identity として「地域社会に貢献する大学」を掲げ、これまでもさまざまな取り組みをして、地域社会との連携を推進してきた本学が果たすべき役割は大きい。また、平成 15（2003）年に設立された「大学ネットワーク静岡」【資料 B-1-1】が、大学間・大学と地域の連携をさらに強化することを目指して、平成 26（2014）年には「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」として、県内高等教育機関と、地域とりわけ自治体（県・市）とで構成される組織として発足した、県内大学が結束しての機運もある。

たとえば、富士山が世界文化遺産として認定されたことは、静岡県が山梨県とともに、富士山をめぐる自然・文化を世界に発信する役目を担うことでもある。静岡県は特に富士山静岡空港も有し、観光拠点ともなりうる。日本列島の特色を表す言葉としての「山島」「海山のあいだ」は、静岡市においては、富士山・日本アルプスと駿河湾・遠州灘に集約することもできる。新東名高速道路の役割も含め、種々の交通網の中で、この地の自然・文化をいかに生かして地域振興をすべきか、地域ブランディングの観点から、静岡からアジア・世界へ発信する、短期大学部も含んだ、本学学生教職員の知を結集するプロジェクトの創出が模索されている。

B-1-② 具体的諸活動

学則第 1 条に「静岡英和学院大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」が掲げられているように、また、英検スカラシップ制度を導入した際に掲げた「静岡から、アジアへ、グローバルへ」の言葉に、国際化を視野に入れた地域への貢献による静岡英和ブランドの確立がめざされている。その視点からの本学部の近年の事業実績例を、以下に掲げる。

1) 英検スカラシップ【資料 B-1-2】による入学生（平成 26 年度 6 名、平成 27 年度 10 名）

をはじめとする学生への英語力強化を目指して、「国際化ビジョン」【資料 B-1-3】を策定、平成 27 (2015) 年度から e-learning を導入し、IT を活用した学生の主体的学習を支援している。

- 2) JICE (日本国際協力センター) の提携大学として、訪日アジア学生が本学に来学、本学学生と英語で交流する機会を持った (平成 25(2013)年度は 1 回、平成 26(2014)年度は 2 回)。【資料 B-1-4】
- 3) はびねす☆EIWA (知的障がい者対象のオープンカレッジ) を継続運営した。【資料 B-1-5】
- 4) あちよぼ (地域の乳幼児・保護者との交流) を継続運営した。【資料 B-1-6】
- 5) I love しずおか協議会・静岡大学と連携した中心市街地活性化の学生提言事業に参加した (平成 25(2013)年度は 1 ゼミ、平成 26 年度は 2 ゼミ)。【資料 B-1-7】
- 6) 「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」における「ゼミ学生地域貢献推進助成」事業に参加した (平成 25 年度、平成 26 年度、各 1 ゼミ)。【資料 B-1-8】
- 7) 静岡市女性会館による「再就職を目指す女性の人材育成プロジェクト～観光ビジネス編～」(文科省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」採択事業) に参画した。【資料 B-1-9】
- 8) 中国浙江省からの短期留学生の受け入れを平成 26(2014)年度より実施、1 名が本学で学んだ。【資料 B-1-10】

B-1-③ 連携のあり方

前項 7) に掲げた事例は、本学の地域協働のあり方を考えるのに示唆的であるので言及する。これは、出産、子育てや介護等で離職した女性が自信を持って社会で活躍するよう育成するために、産学連携で育成プログラムを組み立てる、というものである。

文部科学省が推進する「社会人の学び直し」のためのモデル講座として、平成 27 (2015) 年 9 月から翌年 1 月までの全 15 回の講座であり、静岡市女性会館が主催、本学が協力して開催される。観光および地域ブランディングを専攻する本学教員が助言指導をして、ヒアリング調査結果を分析、講座プログラムの立案に参画して、講座自体も 6 回が本学教員の担当となっている。担当教員は、短期大学部の 2 学科 (現代コミュニケーション学科・食物も含め池田山キャンパスの 4 学科全てから輩出している)。【資料 B-1-9】 本学の資源 (シーズ) と地域の課題 (ニーズ) とがマッチした好例であろう。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 大学ネットワーク静岡

【資料 B-1-2】 英検スカラシップ

【資料 B-1-3】 国際化ビジョン

【資料 B-1-4】 JICE (日本国際協力センター) と連携

【資料 B-1-5】 はびねす☆EIWA カレッジ 2014 【A-1-10】 と同じ

【資料 B-1-6】 学生による子育てぱま広場「みんなであちよぼ」【A-1-9】 と同じ

【資料 B-1-7】 I love しずおか協議会・静岡大学と連携

【資料 B-1-8】 ふじのくに地域・大学コンソーシアム「ゼミ学生地域貢献推進助成」事

業参画

【資料 B-1-9】 静岡市女性会館「再就職を目指す女性の人材育成プロジェクト」参画

【資料 B-1-10】 中国浙江省から短期留学生受け入れ

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学教員はこれまでもさまざまな形で地域との連携を実践してきた。その個々の力を結集して統一的なプロジェクトとして取り組む余地を残している。副学長を委員長とする地域協働推進機構では、各教員の地域貢献活動を把握するためのアンケートを実施し、地域との連携の下に、恒常的な教育活動の達成目標の中核に位置づけるプロジェクトの模索に着手している。各学問分野の総合力と専門力とを生かした、学生の若い知性ともコラボすることによる新たな価値創出も目指す。そのためには、静岡の地域課題をさまざまな分野から講義する外部招聘講師を含むオムニバス科目や、そのさまざまな地域課題に取り組む各学科横断的なゼミ科目など、カリキュラムへの反映も視野に入れる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 静岡英和女学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	平成 28(2016)年 静岡英和学院大学 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡英和学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28(2016)年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	CAMPUS GUIDE2015	
【資料 F-6】		
	履修要項・講義内容(2015)	
【資料 F-7】	事業計画書	
	平成 27 年度 事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	平成 26 年度 事業報告書	
【資料 F-9】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ・キャンパスマップ(2016 年大学案内より)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人静岡英和女学院 規程集目次	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成 27(2015)年度静岡英和女学院 理事・監事・評議員	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡英和学院大学 学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	静岡英和学院大学 大学要覧	
【資料 1-1-3】	大学ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/	
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE(学生便覧)2015【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-5】	履修要項・講義内容(2015)【資料 F-6】と同じ	
【資料 1-1-6】	大学ウェブサイト 学長あいさつ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/gaiyo/aisatsu.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	静岡英和学院大学 学則【資料 F-3】【資料 1-1-1】と同じ	
【資料 1-2-2】	大学ウェブサイト 学部長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/greeting/	
【資料 1-2-3】	静岡英和女学院 寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 1-2-4】	英検二級スカラシップ 広報用チラシ	

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	静岡英和学院大学 教職員研修会(平成 27(2015)年 3 月 12 日(土)次第	
【資料 1-3-2】	2015 年度 新任者オリエンテーション配布資料	
【資料 1-3-3】	大学ウェブサイト 本学の 3 つのポリシー(大学) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
【資料 1-3-4】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 4 ページ【資料 1-1-4】と同じ	
【資料 1-3-5】	広報誌「Maple 通信」	
【資料 1-3-6】	広報誌「EIWA UNIVERSE」	
【資料 1-3-7】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画 経営改善計画骨子(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)	
【資料 1-3-8】	静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程	
【資料 1-3-9】	小冊子「Shizuoka Eiwa Gakuin University 2016」	
【資料 1-3-10】	平成 27(2015)年度 (前期) 学科別委員等一覧	
【資料 1-3-11】	静岡英和学院大学教授会規則	
【資料 1-3-12】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	
【資料 1-3-13】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】		
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】		
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】		
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】		
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 27(2015)年度 授業要目	
【資料 2-5-2】	キャリア支援課が行う支援について	
【資料 2-5-3】	キャリア支援・就職支援講座について	
【資料 2-5-4】	留学生への就職支援について	
【資料 2-5-5】	平成 26(2014)年度 保護者向け就職説明会・実施結果について	
【資料 2-5-6】	業界勉強会について	
【資料 2-5-7】	平成 25(2013)年度 公務員試験対策講座について	
【資料 2-5-8】	平成 25(2013)年度 日商簿記 3 級対策講座について	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 26(2014)年度 就職者の職種別割合	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】		

2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 2-8-2】	静岡英和学院大学教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-3】	静岡英和学院大学人事委員会規程	
【資料 2-8-4】	静岡英和学院大学人事委員会内規	
【資料 2-8-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ	
【資料 2-8-6】	静岡英和学院大学教員任用基準	
【資料 2-8-7】	理事会会議次第及び議案 (H27. 3. 30 開催)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	キャンパスガイド 第 21 章 キャンパス案内	
【資料 2-9-2】	静岡英和学院大学 バリアフリー化計画	
【資料 2-9-3】	2015 年度地震防災避難訓練実施要領	
【資料 2-9-4】	2014 年度火災避難訓練実施要領	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-3】と同じ	
【資料 3-1-2】	平成 27(2015)年度 法人組織図【図 1-3-1】と同じ	
【資料 3-1-3】	理事会議案(平成 27(2015)年 3 月 30 日開催)【資料 2-8-7】と同じ	
【資料 3-1-4】	学校法人静岡英和女学院 規程集目次【資料 F-10】と同じ	
【資料 3-1-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-6】	本学の公的研究費の不正使用防止に対する取組みについて	
【資料 3-1-7】	2015 年度の節電対策について	
【資料 3-1-8】	静岡英和女学院の個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-9】	静岡英和女学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-10】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 3-1-11】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱	
【資料 3-1-12】	2015 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-3】と同じ	
【資料 3-1-13】	2014 年度火災避難訓練実施要領【資料 2-9-4】と同じ	
【資料 3-1-14】	静岡英和女学院ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.jp/	
【資料 3-1-15】	大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/	

静岡英和学院大学

【資料 3-1-16】	CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 F-5】【資料 1-1-4】【資料 1-3-4】と同じ	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人静岡英和女学院 寄附行為(1～5 ページ)【資料 F-1】【資料 1-2-3】【資料 3-1-1】と同じ	
【資料 3-2-2】	平成 26(2014)5 月理事会議事録	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料1-3-13】と同じ	
【資料 3-3-2】	静岡英和学院大学 学則【資料F-3】【資料1-1-1】【資料1-2-1】と同じ	
【資料 3-3-3】	静岡英和学院大学教授会規則【資料1-3-11】と同じ	
【資料 3-3-4】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料1-3-12】と同じ	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F- 1】【資料 1-2-3】【資料 3-1-1】【資料 3-2-1】と同じ	
【資料 3-4-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-12】【資料 3-3-4】と同じ	
【資料 3-4-3】	大学評議会次第（2015 年 3 月開催）	
【資料 3-4-4】	広報誌 MAPLE 通信【資料 1-3-5】と同じ	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程 【資料 1-3-8】と同じ	
【資料 3-5-2】	学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表	
【資料 3-5-3】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F- 1】【資料 1-2-3】【資料 3-1-1】【資料 3-2-1】【資料 3-4-1】と同じ	
【資料 3-5-4】	平成 26（2014）年度 事務職員連絡会議 開催状況表	
【資料 3-5-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-12】と同じ	
【資料 3-5-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-13】と同じ	
【資料 3-5-7】	学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表【資料 3-5-2】と同じ	
【資料 3-5-8】	平成 27(2015)年度事務職員研修計画	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度	
【資料 3-6-2】	入学定員充足率の推移表	
【資料 3-6-3】	平成 27(2015)年度事業計画書	
【資料 3-6-4】	平成 26(2014)年度計算書類	
【資料 3-6-5】	大学施設設備整備基金	

静岡英和学院大学

【資料 3-6-6】	かえで基金設置要綱	
【資料 3-6-7】	募金納入状況報告書(平成 26(2014)年度末)	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人静岡英和女学院 経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 26 (2014) 年度予備費申請一覧	
【資料 3-7-3】	学校法人静岡英和女学院資金運用規程	
【資料 3-7-4】	平成 26 (2014) 年度資金運用について	
【資料 3-7-5】	平成 26 (2014) 年度会計監査日程と業務分担表	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学 学則 (1 ページ) 【資料 F-2】と同じ	
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	本学ウェブサイト 教職員ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html	
【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】		

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. ○○○○		
【資料 A-1-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 ボランティア委員会規程	
【資料 A-1-2】	ボランティア合同説明会 平成 27(2015)4 月 22 日	
【資料 A-1-3】	平成 26(2014)年度ぼらんていあ・ランチセミナー	
【資料 A-1-4】	平成 26(2014)ボランティア講演会	
【資料 A-1-5】	ECO ウォーク	
【資料 A-1-6】	平成 27(2015)年度英和 ECO 大作戦	
【資料 A-1-7】	ブルンジ難民支援	
【資料 A-1-8】	ボランティア交流報告会 2014	
【資料 A-1-9】	学生による子育てばばママ広場「みんなであちよぼ」	
【資料 A-1-10】	はびねす☆EIWA カレッジ 2014	

基準 B. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 〇〇〇〇		
【資料 B-1-1】	大学ネットワーク静岡	
【資料 B-1-2】	英検スカラシップ	
【資料 B-1-3】	国際化ビジョン	
【資料 B-1-4】	JICE（日本国際協力センター）と連携	
【資料 B-1-5】	はびねす☆EIWA カレッジ 2014【A-1-10】と同じ	
【資料 B-1-6】	学生による子育てばばママ広場「みんなであちよぼ」【A-1-9】と同じ	
【資料 B-1-7】	I Love しずおか協議会・静岡大学と連携	
【資料 B-1-8】	ふじのくに地域・大学コンソーシアム「ゼミ学生地域貢献推進助成」事業参画	
【資料 B-1-9】	静岡市女性会館「再就職を目指す女性の人材育成プロジェクト」参画	
【資料 B-1-10】	中国浙江省から短期留学生受け入れ	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。